

八 在伯那人商社報告書関係

REEL No. A-1195

0506

アジア歴史資料センター

昭和十七年八月十四日
東京警察本部
警務課長 藤村 誠
警務課 職員

(カ) 下 東山聖市本店勤務)

原 總領事 殿

今 富 正 平

御質問事項、封じ左記、通り及御答申候

(A) 小生自身ハ拘留セラレタル体験無之候

1. 外出制限又ハ禁止ヲ命ゼラレタルコトナシ。尤モ夜分ノ独り歩きハ
自ラ慎ミタリ。

2. 強制移轉ハ命ゼラレタリ。

三月二十八日(五)午後聖市警察署ヨリ呼キ依リ出頭セル處係官ニ依リ
氏名職業年齢手質問ナレ上現在ノ住所ヨリ一週間以テ移轉方

今 富 正 平



ヲ命ゼレタリ。依ッテ小生ハ現在住所ハ貸賃借契約アリ期限ハ移轉
ニ違約金支拂ヲ要スベキ由ヲ述べタルが係官ハ此ノ場合ハ法律上違約金
ノ支拂ヒヲ要セザル場合アリト答(タリ) (事實後日於テ移轉ノ際違約金
ハ支拂ハガリキ) 依テ小生ハ兎モ角モ最善ハ盡ミテ見ント答(テ去ラント
際係官ハ氣ノ毒ガニ此ノ命令ハ上司ヨリ付スルモノニテ理由ハ知ラヌナレド
命令ハ命令故履行スベシト告ゲ尚 移轉先ハ餘メ由方ニ相謀セタ
ト云(リ) 依テ其ノ後數日事務所ハ休勤シサレバ尚全市ノ貸家ヲ
自働車ヲ操シ歩キ漸ク適宜ナル家ヲ見付ケ期日タル四月五日移轉ヲ
完了セリ。是ガ多要シタル移轉費其他新居タルメ特ニ費増ヲ要スル
家具費等有形無形ノ損失ハ全部自己負担ナリキ
尚強制移轉ノ理由ハ前記通り申渡ナリしが附近ニ騎兵隊營舎
アリタルガタメナリト推測セラル

今 富 正 平

又カキ東山従業員中他ノ者ヲ移轉ヲ強制セラル者ナキモ小生ノ
 知ル限リニハ梅與官博氏、蜂谷雪一氏、勸業部次原氏(ヤ生宅ノ
 近所)等モ強制移轉ヲ命ゼラレタリト聞ク

3. 小生勤務先カキ東山ニシテ營業停止ヲ命ゼラレタリトテ又
 小生其他知人ニシテ学校寺院等(出席ヲ禁ゼラレタリトナシ
 但カキ東山ハ營業ノ停止ハ命ゼラレタリトナシ。諸種ノ干渉ハ必ズアリ
 即チ本年四月中聖市警察外事課長ラウゲリノ氏ヨリ當店ノ各
 種營業所並ニ各地支店ノ支配人ハ必ズ生来ノ伯國人ニテ曰独伊
 三國人ノ知ニセエラカル者ヲシテ是ニ當ラシムベシトノ命令ヲ受ケタルハ
 其ノ一ナリ。此ノ事ハ當社營業組織上ノ急務トモイフベキトナリト
 己ノ外外人書記首席者ヲシテ支配人タラシメタリ。

其ノ他書信ヲ檢閲シ日本文ノ書信ノ發送ヲ禁ジタルト、或ハ日本文

今 書 便 箋

ニ對スル旅行安全證ノ發給停止ニ關係ニ營業ニ影響セリ

尚三月及四月中當社經營ノ聖市編織工場及カビートス東山
 農場ハ警官隊ノ檢スル處トナリ文書ヲ文タイクワイター等ヲ押收ス。
 尤モ文書ハ差及エナカリト見エ後ニ返還セタリ

更ニ五月中ニ至リテ、當社聖市事務所ハ^{時折}私服刑事ノ監視スル處
 トナリ事務所内ノ廊下等ヲ日本人同志ト雖モ日本語ニ依ル會話ハ禁止
 スベシトノ命令ヲ受ケ現ニ此ノ命令ニ反スル者ヲ戒止スル等ノ事トアリタリ

4. 自己名儀ノ預金引金制限ハ自ラ經驗セカリシが大東亞戰爭
 勃發直後即チ昨年二月九日頃、伯國法令銀行操縦取締
 規則ニ依リ和軸國民ノ預金引出ハ伯國銀行監督局ノ許可ヲ
 要シ一ヶ月ニ貳千トス(和貨四百円)以下ノ金額(場合ニ依リ限ハ
 多クハ差異アリタル如シ)ノニ限ラレタリ。尤モ本取締ハ銀行業者保護

今 書 便 箋

目的ヲ施行サレルモノナリ。

更ニ本年三月中^(三)指令第四一六六號ニ依リ枢軸國民ノ伯國ニ於テ積

金ハ金額多^寡ニ依リ(三三以下ヲ除ク)其壹割乃至參割ヲ伯銀

(伯國銀行)ニ預托替シ伯銀ハ是ヲ伯國伯國船舶擊^撃ハ賠償額^{賠償額}ヲ

保障金トシテ保留スル制^制ト^トル^ルニト^トハ衆知ノ如シ

5. 在留中ノ生活費充^充當^當ノ^ノ制限^{制限}ハ其^其數^數ヲ^ヲ下^下リ^リシ^シモ歸國ノ爲^爲メ財產

賣却ハ前記指令第四一六六號中ニ枢軸國民ノ不動産讓^讓收^收並^並ニ

價格貳^貳セントス以上ノ付置家具等ノ賣却ハ替^替ホ^ホル^ル條^條項^項アリ^リル^ル依

リ是等財產ハ一時處分ヲ見合セ^{見合}ル^ルベ^ベカラ^カリ^リキ。亦^亦具^具付置等ハ

右指令ニ係^係ラズ買^買手^手無^無キ^キニ^ニシ^シテ^テアラ^ラズ^ズト^ト其^其ノ^ノ值^值較^較ハ捨^捨値^値全^全額^額ニ^ニテ

取^取ル^ルニ^ニ足^足ラ^ラズ^ズモ^モナ^ナリ^リキ。

6. 處分^{處分}シ^シ得^得ナ^ナリ^リシ^シ財產^{財產}ハカ^カホ^ホ東^東山^山ニ^ニ保^保管^管サ^サレ^レテ^テ依^依賴^賴シ^シ殘^殘留^留ノ^ノ全^全社

今 書 便 箋

高級社員ニ委任狀ヲ残シ置テ將來慮分方ヲ依頼シタリ
不官憲又ハ民衆ヲ不_レ待_レ過又ハ_レ圧_レ迫_レテ受_レケル事例ハナレ

(B) 小生自身ハ拘留セラレリ故_ニ拘留所ノ待遇ハ_ニ關_ス知_セズ
尚_カカ_ニ東_山日_本人_ニ從_業員_ニシテ拘留_サレタルモノ_ト指_テ以_テ敷_フベシ
尤_モ今_日同_日歸_朝中_ノカ_カ東_山從_業員_ハ何_レモ拘留_サレタル_ヲ驗_ナシ

(C) 交換船_ニ乘_船降_シ受_ケタル待遇ハ_ニ伯_國側_ノ糊_塗的_ノ宣_傳ノ_積
アリタル故_カ掌_ヲ覆_シタル如_ク寛_大ナリキ
1. 乘_船地_ニ到_ル迄_ノ輸_送ハ_ニ個_別的_ノ行_動ハ_ニ許_サレズ_聖中_ヲリ_オ近_引揚_者一_同一_團ト_ナリ特_別列_車ヲ_ニ輸_送サ_レ尚_中警_官隊_ノ警_戒
私_服警_官ノ_護送_{アリ}タルハ_ニ全_テ御_存知_ノ運_リタ_リ但_シ前_記列_車

在 設 備 内 一 國 十 二 年 迄 止 其 間 内 國 外 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 一 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 二 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 三 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 四 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 五 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 六 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 七 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 八 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 九 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 十 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 十一 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也
 十二 其 他 船 隻 之 往 來 亦 同 一 規 定 之 由 也

内ノ設備ハ領事館員席ヲ除キテ甚ク不完全ニテサシバガリガリノ
 ノ旅行ハ甚ク不愉快ナリ
 又 親賓官吏等ノ乗船前ノ取扱モ概シテ寛大ニテ平常時ノ取扱
 ト特ニ差異アリトハ思ハレカキ
 3. 乗船塔タルリオ市 滞在在中ハ全然官憲ノ警戒或其他ノ妨害ヲ受ル
 コトナク市内ノ散策 娛樂設備ハノホ入等全ク自由ナリキ
 追記 リオ滞在費ヲ聖市ヨリ持参スルニ由リテハ 銀行監督局ヨリ
 許サテ受ケタルハ一ホ家族ノ由ルコトス 追ニシテ 其以上ノ金額ハ伯銀
 經由リテ宛送金セシメラレタルガ 右送金額ノ支拂受ニ由リテハ
 法令ヲ四二六号(前記ノ如シ)ノ規定ニ依リ 其差割ヲ差引カレタルモ
 伯銀ノ終ニ乗船迄ニ其領收証ヲ支給スルニトカカリキ

京總領事 中

昭和十七年八月十六日

カト東山副支配人

報告者 水上不二夫 (五一才)

伯國(アトスサロ)在留十五年

伯國住所 Cas Jagan Baa.

東京住所 Rua Amador Frigo 176, Rio Paulo, Brazil
麴町区丸の内三十四 東山農事株式会社

大倉

一 在留邦人の取扱振り

開戦後モ伯國一級市民ノ言ニ對スル態度(伯人的ハ時局利用詐欺
横、密告者排除シタルヲ除キ別段悪化シ居ル事ナリモ政府當局特ニ
警察治安維持當局ヨリハ各種ノ取締指令發令セリ下級
警察官吏ノ職權乱用ハ目ニ余ルモノ多クアリ
次ニヨリ主ナルモノヲ列記セバ次ノ通りナリ

1. 銀行取引制限

邦人預金引出ヲ制限シ貸付ニ干渉、邦人預金者ノ生活維持
活動ヲ妨グル事甚シク銀行經理モ甚ク困難ナリ

2. 軸國資産一部凍結

軸國人ノ預金其他ニ對シ一〇%一三〇%ヲ強制的ニパンドラジルニ
供託セルル法令(伯國ノ船舶擊沈其他ノ損害賠償ノ担保トスルヲ
趣旨ニ依リ)尤ガ損害甚大ナリ

3. 各種ノ警察取締指令

軸國語ノ使用禁止(会話、電信、電話、郵便共)、軸國人ノ
旅行許可制(特ニ日本人ニ對シ)一時絕對ニ旅行ヲ禁止セルハ實
理不盡モ甚シト云フベシ)郵便物檢閲其他邦人ノ活動ヲ殆ド
不可能ナラシム

4. 不法拘引、家宅搜索、臨檢

弊社籍工場、農場モ臨檢受ケ、社員ノ拘引サレタルモ家宅搜索
ヲ受ケタルモ相當數アリ

5. 兵營及政府高官者官邸附近居住者無償強制退避

邦人商社支配人ヲ伯人トスルコト

6. 邦人商社(伯國法人トナリ居ルモノを含む)ノ本支店工場支配人ハ

生来、伯國人タルベシト、當局ノ命令ニ依リ已テ得ズト通ズルモ

不便不利甚カラズ
フ、アラウクリスト制

之ハ英米ノトリタル處置ナルニ經情搖動ニ大打撃ヲ與ヘ居ル

尚弊社關係者拘留中ハ特ニ無怯ナル待遇ハ地カレ様ナリ

二、在留セル國ノ財政經情狀態

原料製成品ノ輸入杜絶ニ依リ國内産業ニハ相當ノ打撃ヲ受ケ居ルモノアリ
ガソリン、石炭、^煤ストウク減サハ直接ニ國民ノ生活程々ヲ萎縮セシメツアリ

又伯國内ノ日独伊人ノ經情的實力ハ相當大ナルモノアルガ之ヲ壓迫セシメ、伯國經情界ニ大打撃ヲ與ヘ居ル自繩自縛ニ陥リ居ルツケナリ

三、國民生活情態

船舶不足其他ニ依リ特ニ米國ノ輸入激減、ガソリン其他ノ重要物資、
追々不足、物價高、家賃昂騰、輸出不振等ニ依リ國民生活ハ惡化ノ傾向ニアリ

四、著名ナル親日外人、排日外人

親日外人
リマ、フイネ、レド中佐 伯國陸軍体操學校長

従前親日伯人ト稱セラレタル人モ同時ニ親米主義者ナル者多ク、特ニ親日者ナリトイフべき者ハサキ極少。尙海軍人ハ一般ニ米國崇拜者多ク、共陸軍中人中ニ親独、従テ親軸振モアル模範、標ニ聞及ブ

五、著名ナル主戰論者、平和主義者

伯國ノ一般國民ハ概シテ非戰論者多ク、主戰論者ノ如キハ排外ナル傾向アリ、従テ著名ナル主戰論者ハ聞及バズ、然シ共一方亦平和主義者モ親米論者ニ壓倒セシメテ現シ出ヌ、狀態ハ如何シ、伯國民衆ガ非戰論者ナリト推測セラル、事例トシテリ、^今該國内閣、前首相マセドニアル氏ガ伯國ノ母連ヨ安堵トシ、^今自身等ノ子連ハ戰場ニ赴クハベト声明セルコトガ新聞紙上ニ掲載セラレタルハアリ、^今著名ナリ

六、今次戦争ニ對スル國民ノ態度及國民ノ間ニ於テ政府ノ聲望

國民大衆ハ政府ノ宣傳、新聞ニ左右サレドウモナル程ハモナリ
(映画館ニ於テリスベルトガ画面ニ出レバ觀衆ハ拍手ヲ送リ、ヒットラー
ムツリニガシバシークトロラ鳴ラストイフエ合ナリ)
知識階級ハ伯國ニ對スル米國ノ要疎ナル一壓迫振リヲ知悉シ
居ルモ米國ニ依存セネバ主テ又伯國ノ國情上決シテカガラ
得スト老ク居ル様ナリ
對軸國外交斷絶後米伯協定成立ノ際一般ニ好評ヲ以テ迎
(ラシタル如キモ將來右協定ノ実績如何ニ依リ國民ノ興望ヲ果シテ
ソナリ得ベキヤ否ヤ)

七、交戦力ノ檢討

國內資糧ハ豊富ナルモ未開發ノモノ多シ聖少内ハ鉄道其他
國內運輸一應整ヒ居ルモ其他ハ不充分ナリ
船舶多カラズ軍艦ハ言フニ足ラズ陸軍亦貧弱ナリ最近多ク
軍用飛行機ヲ米國ヨリ購入セルモ今尙空軍ハ不整備ナリ士氣モ
大シモト思ハレズフェルナンドローヤ島並ニアマゾン河口方面ニ空軍基地
ヲ設備セルモノ如キモ其他ノ要塞ハ旧式ノ儘ナルベシ
財政上ヨリ見ルモ大シク交戦力ハ整メサルベシ

八、米國トラテンアメリカ諸國トノ關係

伯國ノ總輸出ノ七〇%内外ハ對米向ニシテ經濟的ニ米國ニ
依存ノ程ハ大ナリ米國ヨリ借款(外債ニカト其他)多ク
軍備迄モ援助ヲ受ケ居リ米國ニ全内面的ニ依存ノ現狀ニ在リ
今次大戦中大東亞戰爭勃發直前頃對亞並ニ對智通商
條約ヲ協定シ南方諸國トノ通商促進ニ努力中ナルモ其ノ実績
如何ハ將來ノ問題ニ屬スベシ

九、ラテンアメリカ諸國動向、將來ノ見透

南米ABC諸國中アルゼンチン、ペリ、ハ經濟地勢其他ニ於テ
米國ニ依存ノ程ハ少ク右兩國ハ今日迄米國ノ壓迫ニモ拘ラズ
軸國ト國交斷絶ヲ行ハズ擴張シ居ルワケト思フモ其他ラテン
アメリカ諸國ハ米國ニ依存ノ程ハ大ニシテ今日ノ如キ態勢ヲ採レルハ

已々得ルベシ
最近枢軸側ノ戦況旗色良ク殊ニ最近アルゼンチンが對米態ハ
強化ヲ明ニモル爲メ伯國ノ如キモ漸次日和見の態ニ懷化スルニ
アラザルカ

但シ戦争中ハ在留邦人ノ取扱振リガ爲ニ良化スルモノトモ思ハレズ
戦後日本ノ地勢的地位向上ニ依リ在留邦人ニ對スル不遜ノ態ハ
ヲ改メ邦人ノ經濟的怙動ハ或種ノ制限ヲ加フニ相向範圍認
ルニ非ズヤ
若シ枢軸側ノ戦況今尚不利ナリシラバ伯國船隻擧げ等ノ際與論
并騰シ終ニ參戰スルコトモアリタルベキモ現在ノ狀勢下ニアリテスル
ハ望ミ難キ處ナルベシ

一〇 敵國內部國民欺瞞宣傳振リ

伯國政府ハ外交斷絶後 枢軸側ト目セラル、新聞ヲ停止シ又枢軸諸
國ノ新聞通信社ノ報道ヲ禁止シ專ラ英米側ノ宣傳記事ヲ新聞
ニ記載セシメ且新聞ヲシテ枢軸國並ニ其ノ國民ヲ誹謗セシメツアリ
邦人移民中軍服姿ノ寫眞ヲ持テ居ルモノアレバスパイナルハハリシ
ト金ヲ現金ヲ持テ居ルモノアラバ家宅搜索ヲ發見スレバカ五列指劔
資金ノ隠匿ナリトイヒ、伯國ノ地國ヲ持テ居ルハ是亦スパイナリトイヒ
之等ヲ新聞ガ書キ主テ此當局ハ之ヲ放置スルタメ一般民衆モ之ヲ
信ズルニ至ルモノアリ
殊ニ伯國ノ新聞宣傳局(D.I.P.)自ラガ此ノ爲メ一役買ヒ居ルカ
ニシテ先般英ノコラジル時間ノラカヲ放送ニ於テ東山、カラカが貿易ニ
名ヲカケテ武器ヲ密輸入隠匿シ居ルトノ撰書文面ヲ發見表セルガ如キ
笑止ノ妙話トイフベシ

以上

右船中唐突ノ間ニ認マタルモノニテ甚ク不充分ナルガ若シ要シバ
更ニ詳細ヲ懇談ヲ説明申上ルベシ

報告書ノ通りナリ

尚一方邦文邪語ノ使用ヲ禁止セシメテ所持スル使用スルモノハ
吾大ノ嫌疑ヲ掛ケルルヲ以テ弊社重要書類ニシテ一部焼却
シタルモノ或ハ事務所至當差後処理乃至在勤員ノ身辺
保安ノ爲ニ使ヒタル費用相当額ニ達シテ此ノ莫ヨリ云テ弊社ノ
損害相当甚大ナルモアリ

四著名志親日外人及び排日外人氏名及住所職業

伯國人ハ事大主義ニシテ輕北浮薄ナル國民性ナルト周知ノ如ク
ニシテ米英ノ圧迫ニヨリ列強ニシテ軸國人特ニ日俄人ニ對シ
態度ハ戰前ト一変セルト御承知ノ通りナルガ伯國人ヲ私人
的ニ云フモ重剛性乏ク口ニ *Amigo* ナル言葉ヲヨク使フガ心ヨリ氣ヲ
許シ信賴ノ出來ルガ如キ人物ハ高位高官ニアルモノト雖モ殆んど
稀ナリト思ヒ然ルガ故ニ戰前親日家ト稱セシタルモノモ飽乏

は第2號 (規格B5)

其ノ信念ヲ貫クモノナク態度約変セルモノ多シ

聖州内ニ就テ云ハハ併社ハ前記ノ如ク聖州ニ於ケル機構支配權ヲ
警察ノ命ニヨリ國主聖州法大教授并護士 *Lawyer* 氏
(伯國ニ於ケル刑法ノ大家)ニ委任シ來リタルガ今氏ハ曾テ帝國總領事
級ノ推薦ニヨリ本邦ニ曾遊セシトモアリ親日ト云フ程ニ非スト
シテ其ノ言分ハ伯國法規ノ許ス範圍ニ於テ我社利益ヲ
飽乏迄權護スベキアトヲ誓ヒタリ

六今次戦争ニ對シ國民ノ態度及國民ノ向テ政府聲望

既往伯國ハ資源ノ包蔵多キヲ以テ各國ガ利權漢リノ對象ト
ナシ各國ハ競ツテ伯國ニ對シ甘言ヲ弄シ來ルヲ以テ政府始メ
一彼民衆々自國ノ實力ヲ辨ヘズ自ラ國家ヲ誇大ニ評価シ東ノ
最大強國或ハ文化國トシテウヌホシ誠ニ強シ之ガ爲今大開戦
後ニ於テモ多少米英ノ虎威ヲ借リ來リタル莫クアテシニ把軸

は第2號 (規格B5)

在住者ニ對スル伯国民衆ノ大部分ハ自重心ヲ失ヒ全ク米英ノ宣傳
 煽動ニ乘リ自國多年ノ宗敎タルヲ忘レ舊敎信者タルヲ忘レ
 人道ヲ超ヘ把軸國人ニ對スル暴虐暴戾ノ事實故學ニ違
 ナシ特ニ我皇室ニ對スル不敬事件ヲ初メ皇軍兵役關係者
 ニシテ伯國在住ノモノニ對スル迫害特ニ尋カリテハ断然見逃シ
 得ザル事件ナリ

現大統領ハ前戰前慎重ナル政治家トシテ把軸國人側ニテモ
 之ニ期待ヲカケルモノ相当アリシガ、リカ外相會議以來米英ノ
 圧迫ニ耐ヘ得ザリシトモアラスニ態度一変把軸側人命財産等
 ニ對シ迫害ヲ加ヘタルガ伯國々民ハ米國弗外交ニシテ資金融通
 乃至ハ宣傳賞ノ頂戴ニ辭ヒ未ダ覺醒セザルモノ大部分ナリ
 然レドモ把軸側戰果ノ拡大ト亞國智利西國ノ態度等ニ對シ
 セ私カニ現政府ノ態度ヲ憂慮スルモノ弗々出テ來リタルトテ
 耳ニセシモ之等ノ勢力ハ未ダ底流ニ於テ一部ニ不過現政權

は第2號 (規格B5)

ニ對スル聲望ハ若シ、ツアルガ失脚スルトシテ以上ノ人物ヲ見出シ
 難キ莫ヨリ見テ未ダ國民ノ聲望ヲ継ギタルト見ルト妥當
 ナルベシ

七 交戦力ノ検討

運務

(一) 南米諸國ノ海運

南米諸國ニ海運國トシテ殆ド見ルベキモノナリ漸ク自國沿岸
 貿易ノミ自國船ニテ賄ヒ居ル程及ニシテ海外遠洋貿易ノ如キハ
 殆ド外國船ニ輸送ヲ委セ居ル所ナリ又遠洋航路船
 建造ノ出來ル迄船所ニ皆無ナリ
 ハ、以テ南ヲ南米ト稱ストモ近年ハ、置籍船増加モ模倣
 ナル之ハ米國法規ノ干係ニテ米船ノハ、置籍セルモノナレバ
 全ク米船ノ別動隊ト見テ差支無ク至ネズシ、コロンビヤ

は第2號 (規格B5)

「エクスプレス」ペルシ、如キハ海外貿易ニ従事シタル船舶ハ殆ド皆無
ト称シテヨク、次ニ智利ハ約三〇万ト、自國船ヲ有シ紐育航路ニ
相当ノ客船三隻使用セラル由ニモ他ハ自國海岸線長キ爲メ
全部沿岸ニ使用セラル、如ク、亞國ノ所有船舶ハ戰前
約三〇万トト記憶スルガ、其後伊太利船ノ全圖擊留中ニ約十隻
一〇万トヲ加ヘタルニ此ノ買収船ハ修繕船渠、並ビニ海員ノ不足
ニヨリ未ダ大部分運航セオラザルモノ如シ、而シテ全圖ニ於テモ
燃料ノ不足ヲ感ジ陸上交通機關及鐵道其他發電所
ニ於テハ英國炭ノ輸入杜絶状態ニ陥リタル爲、玉黍蜀ヲ混焼
シタルガ其ノ火力ハ普通石炭ニ比シ約三〇%乃至四〇%ト称セ
ル、但シ何ト云フテモ亞國南方ハ石油埋藏アリ、之ガ年産副
産物ヲ含ミ戰前百万ト南クヲ以テ、同國ハ軍事上ニミナラス
海運ニ於テモ強シト云ハザルベカラズ、之亦海岸線長キ其ノ
船舶ハ自國及ビ一部伯豆智、ペルシ間南米沿岸貿易ニ従事

は第2號 (規格B5)

スルヲ出デザルベシ
又伯國ノ海運

樂社ノ調査ニ依リ昭和十六年六月末ニ於テ伯國ノ汽船ト稱セラル
モノ、所有高ハ約四十八万トナリ、其ノ内約二十五万トハ半官半民
會社タル Lloyd Brazilian 所有ニカリ、残りハ四五万ト程度ノ所有
會社ニ三三アルニモ、所謂一杯船主制ノモノナリ
船質ハ伯國船隊ノ主力ヲ成スルモノ、第一次大戰當時独逸船讓渡
ヲ受ケタルモノヲキリ以テ船數皆三〇年ヲ超ヘタル古船ニミナリ
昭和十四年米國ト向ニ貨物船十四隻ノ大量買収契約ヲ成シテ
未ダ受取済ノモノハ半數程夜ニシテ、之亦第一次大戰當時
米國ノ急造粗製船トシテ船質悪シ
伯國船ノ内海外貿易ニ従事シタルモノハ Lloyd Brazilian 社船ヲ主トシ
其ノ航路ハ北米航路ト歐洲航路トニナリ、近年南阿航路
ヲ開航セシ現今歐洲航路、南阿航路ヲ休航セリ
英對獨伊南戰後伯國諸港ニ獨伊船十數隻約一〇万ト程
留サレ居ルガ獨伊船ハ反シ船員自ラ機關ヲ破壊シタルモノナリ、伊船ハ昨年
伯國ニ賣却セシ由ニ成容詳シク、但シ其ノ一部ハ米國援助ニ依リ運航

は第2號 (規格B5)

④伯國之昨年以來沿岸洋船運賃(米)統制(米)居リ

和 年 月 日 大阪商船株式會社
伯國船隻海外貿易ニ對シテ輸送力ヲ檢討スルニ米國ヨリ咖啡割當
年一〇〇萬袋ト見テ重量約六〇万ト。容積約一百万ト弱。
達スベク之ヲ伯國船中北米向遠洋航路ニ就キ得ベキモノ世々
ト見テ一隻一航海三月。年四航海上見トハ百二十航海ニシテ
台珈琲一百万ト丈スラ輸送能力無キ次第ナリ依テ従来米船
並ニ外國船ノ輸送力ニ賴リ居タルニ近時伯國船ノ把軸潜水艦ニ
擊テ沈セシメノ既ニ十數隻ナル外米船又南米ニ對シテ配船意
如クナラス既ニ善隣船隊ハ昨年十月頃ヨリ休航。其他貨物船
モ減配サレルガ茲ニ特筆スベキハ歐洲安全航域。狹隘化ト共ニ
南米大西洋方面ニ迷ガ來ル中主國船並ニ丁林。希臘船等ノ
出稼ガ活動ガ南北米向輸送ニ相當働キタル莫ハ吾人等ノ
最ニ注意視ヲ要ス所ナリ。然シ之等モ限リルベク、カンカーハ
伯國船中ニ殆ド皆無ニシテ米船中主國船計之極メテ窮屈ト
ナリ來リタルヲ以テ既ニ伯國內ニテハ、ガリンシハ大不足ヲ來シタル

は第2號 (規格B5)

和 年 月 日 大阪商船株式會社 10

ノミナラス遠カラズ一般貨物ニ對シテ船腹之把軸側潜水艦ノ活躍
ト共ニ極メテ欠乏ニ陥ルト明ナルベク米伯向ニ如何ニ物貨
交換ノ根定成立シタルトモ輸送力ノ莫ヨリ先ツ破綻シ來ルニ
アズマト惟ハ南北米通商破産戰ニ努力ヲ要ス吾人等トシテ
極メテ注目ヲ要スル問題ナリ
3. 南米東西岸橫斷鐵道
北米會議ニ於テ南北米間ヲ貫ク自動車道路鐵道計畫
サレシ模様ナルヲ斯ルモノ、貫通ハ未ダ言フベクシテ何年先
フトニナルモ知レザルガ茲ニ南米交通ニ於テ最ニ注目ヲ要スル
莫ハ昨年伯國大統領カ聲明タル、サンタヨリ伯國ヲ橫斷シ
ポリビヤノ油田地帯ニ出テ智利アリカ港ニ出ル橫斷鐵道
ノ敷設ニシテ之ガ全通シ相當ノ運輸力具ルニ至ラバ南米
特ニ東亞ト南米ト交通系路。相當ノ異変ヲ齎シ來ル
モノト予想サル

は第2號 (規格B5)

十敵国内部国民欺瞞宣傳振

南戦前後より米英ハ先ツ伯国新聞ノ殆ド全部ヲ買収シ
聯合國側ノ勝利ヲ捏造スルト共ニ把軸國側ニハデマ宣傳ヲ
ナシテ國民ヲ欺瞞シ把軸 伯國在住人ヲ日本入ヲ故モナク
誹謗ノ限リヲツクシタルガ伯國民中ニモ心アル者ハ其ノ欺瞞
ニカカラザルモノモ出テ来レリ
社會ノ反射鏡タル新聞ノ聲価モ稍々弱クソツアル如ク思ハル
ニ至ルヤ之ニ對シ米英側ハ第二段ノ宣傳方法トシテ大學
専門學校等ニ多大ノ寄附金ヲナシ各學生ヲ煽動シ
把軸側ニ不利ナル示威運動ヲナサシメテ既ニ吾人等ハ
聖市法大學生ガ四月五月各一回宛街頭示威運動
ヲナセルヲ目撃セルガ、リオニテモ全様ノ如ク而シテ其ノ違分
ハ卑劣極マルモノニシテ吾等ノ憤激心頭ニ激スルモノアリキ
之ヲ要スルニ米英ハ支那ニ於ケル宣傳ノ甘味ニ味ヲ覚ヘ

は第2號 (規格B5)

伯國方面ニ於テモ新聞雜誌ノデマ宣傳ニ飽キ足ラズ
青少年ニ於テモ之ノ惡宣傳ヲ植ヘ付ケツアリ其ノ惡辣ヤ
加減言語ニ絶スルモノアリト云フベシ

以上

は第2號 (規格B5)

昭和七年八月十七日

大阪商船株式会社

大阪商船株式会社

①

山下 實一

檀上 實一

佐藤 勝

大能 福夫

勝 (全件 毒及小兒二名)
大能 福夫 (全件 毒及小兒一名)

(A) 2

四月十七日未明山下ハサントス、アトラニナクホテル檀上大能並其ノ家族ハ何レモアパート、佐藤及其家族ハ住宅ニ刑事ニ名乃至四名ニ體裁ハレテ仰キ起サレ研問、後家對道具ソノ地所有会部ニ互リヒツクリ返シ捜キ出ス等徹底的ニ捜査ヲ受ケタル後警察自働車ニテ余在勤員及妊婦子供ニ至ル迄全家族サントス發言者番ニ引致サレ約二時内留置、後刑事四名、保護送ニテ聖市ニ送ラレタリ(サントス聖市汽車ニ乗、日押送)

は第2號 (規格B5)

昭和七年八月十七日

大阪商船株式会社

②

中ニ多少物利リノスル刑事一名アリ幼兒連レノ婦人モアルトトテ聖市駅内食堂ニテ特ニ子供ヲタメ晝食ヲ許カレ午後二時頃、聖市警署ニテ下リタリ
當時リオ司法省ヨリ聖市警署本部ヲ通シサントス警察署ニ達シタル召喚電報ハ右四名、他欠田豊太郎(サントス首席在勤員、但シ聖市ニ居住)並ニ浜崎一雄(リオ駐在員)、二名モ含まレ居リタル由ナルモ、欠田ハ聖市ニ居住、浜崎ハ長ニリオニ職勤シ居リタルヲ以テ、当白サントスニテ、逮捕カレザリシモ、欠田ハ今日弊社聖市事務所ヨリ警署ニ出頭ヲ命セラレタリ、而シテ前記サントス一行ハ發言者番部下ニテ待タサルコト約四時頃ニ及ビタル後、聖市保安局長陸軍少佐(中略)ヨリサントスヨリ引致セル一行ハ三夜七時直ニリオ白送(送)スト申渡シテ受ケタリ

は第2號 (規格B5)

昭和 年 月 日

大阪商船株式会社 ③

之、全り無茶極ムル次第ニテ一介ハサントスニ社テハ何等ノ
録格ヲ與ヘラズ。今ウ着ノミ着ノ儘ノ状態ニテ運行
サレ、全社事務引継、並ニ整理又私宅ノ整理頓、処
分、及携行品ヲト、エレ時内サエ全ク無カリシ程ニテ
而モ可弱キ知見三人モ居リ、録リニ非道ナリト、強硬
折衝ノ結果、漸ク当方ノ主張ヲ容レ、一介、十七日夜リオ
向送還ハ翌十八日ニ延期シ、今夜ハ刑事終夜監視ノ
下ニ聖市常盤ホテルニ止宿ヲ許サレ、欠田ハ一時私
宅ニ引下カリヲ許サレタリ

而シテ保身局長ヨリ欠田並ニ菅原聖市駐在員、モ
四月廿日リオ由送還致ス、ハキ言渡シアリ、(ソノ後兩名ハ
リオ由送還)送還サレズ、一敷聖市引揚邦人ト共ニ六月十三
日聖市発列車ニテリオ由出立セリ、斯クテハ華社
サントス、聖市、全在勤員若クリオハ強制送還ヲ命

は第2號 (規格B5)

昭和 年 月 日

大阪商船株式会社 ④

セラルコトナリ、事實上サントス、聖市、兩事務所ハ存續
不能ト相成ルベキヲ以テ、日暮ニ聖市、監獄警察署、通告ニ
ヨリ華社(ブラシル大阪支店)ノ、M.M. 取トシテ任命予定、
D. Kellyニ対シ登記手續ヲナス要アリ、右手續ニ十八日
午後二時迄掛リシタメ、リオ由送還列車(十八日午後七時)
迄ニ僅カニ五時内ヲ録ムノトナリタリ、コノ内往復一四〇
キロ、聖市ノサントス内ノ山道ヲ豪雨中往復シ、サントス
事務所、整理並ニ引継、私宅整理、携行品、出港
準備等ヲ、僅カニ一時内ナリニテナシ、聖市、停車場ニ敷
ケツケタルハ、発車ナリ刻前、午後六時四十五分ナリ、右列
車ハニ等(最下級)ニテカ、論、復、タ、シ
斯クテ翌十九日午前九時(二時内)送着、所乗時内十四時
リオ着、直ニ一警署、後、廉、ニ出頭セシガ、日曜日ニテ、明
カズ、(聖市保身局長ニハ、二日、曜日、文、テ、サ、ト、ス、ニ、社、ケ、ル

は第2號 (規格B5)

諸準備に当り、吳レル標、再ニ懸顧セシモ之を以テ(一)行ハ
二千日舟に、敬告現ニ出頭セシモ、附奉利事ハ、(二)行ハ
出頭スルニ及バズ、引續キ、(三)行ハ、(四)行ハ、
リオ着ニ先立テ、華社リオ事務所ヨリ、(五)行ハ、
又外出セ、(六)行ハ、(七)行ハ、(八)行ハ、
一行ニ、(九)行ハ、(十)行ハ、(十一)行ハ、
証明スルニ、(十二)行ハ、(十三)行ハ、
証人等ヲ、(十四)行ハ、(十五)行ハ、
ラズ、(十六)行ハ、(十七)行ハ、(十八)行ハ、
デモ、(十九)行ハ、(二十)行ハ、
ガルベ、(二十一)行ハ、(二十二)行ハ、
ル不、(二十三)行ハ、(二十四)行ハ、
ムニ、(二十五)行ハ、(二十六)行ハ、

は第2號 (規格B5)

華社リオ事務所ヲ、通ジ、司法省ニ、
今、(一)行ハ、(二)行ハ、(三)行ハ、
ノ、(四)行ハ、(五)行ハ、(六)行ハ、
対シ、(七)行ハ、(八)行ハ、
又、(九)行ハ、(十)行ハ、(十一)行ハ、
由、(十二)行ハ、(十三)行ハ、(十四)行ハ、
之、(十五)行ハ、(十六)行ハ、(十七)行ハ、
聞、(十八)行ハ、(十九)行ハ、(二十)行ハ、
ハ、(二十一)行ハ、(二十二)行ハ、(二十三)行ハ、
ウ、(二十四)行ハ、(二十五)行ハ、
惟、(二十六)行ハ、(二十七)行ハ、(二十八)行ハ、
法、(二十九)行ハ、(三十)行ハ、(三十一)行ハ、
米、(三十二)行ハ、(三十三)行ハ、(三十四)行ハ、

は第2號 (規格B5)

昭和 年 月 日

大阪商船株式会社

(7)

当島ヲ勤カシ交換船向題走リタルニツギ之ニ口實ヲ付ケ
斯ル罪人扱ヒニ等シキ非理極マル行動ヲトラシメタルニ
非ルヤト想像サルニ即チ

(6) 前述ノ如ク交換船リオ出帆ニ先立ワコト約ニケ月半
前ニリオニ乗リ置キサレタルヲ以テ家財整理ハ辛シテ
電話ヨリ弊社出入ノサニヤニ立ホテル主人、小利友
市ニ連絡シ必妥品ニミリオニ取寄セ我リ家具
ソノ他ニ取置メサニヤニ海響ノ倉庫ニ保管セシメ
ラリ

又サニヤス東山銀行、預金モ右理由ヨリ一文モ引
出ラト得ガリキ

以上

は第2號 (規格B5)

- (一) 東條首相、國民ヲ戒ルル演説、一部ヲ取り、日本敗戦ヲ宣傳セル中、(戦)勝ヲ鬼ノ緒ニ似ルル如ク又敗レル事ヲ以テ悲觀スルニ上ル場合、三、二、一、個所大ク掲載スル
- (二) 日本、大勝ヲ以テ之ヲ承認シ得ル場合ニ、日本ニ國教、損害アリトシテ宣傳スル
- (三) 貝土ニシテ日本、大敗ナリ、(此)人ニ中々續ク又内念ヲシテ讀ム日本、勝利、記事、テ此續ク
- (四) 邦人、貝土ニ全部ニテ、新聞、雜誌、ホテ、以テ宣傳、而シテ、日、更ニ感情ヲ煽動スル
- (五) ~~大尉~~ 大尉ナリテ發表シ、小生ヲ揚テ、武官、秘書ナリテ、書物、押收、拘引ラセ、此事、サ、ハ、ロ、ニ、ハ、中、將、ガ、キ、ト、發表
- (六) ア、ソ、シ、コ、ヲ、以テ、日本、潜水艦、基地、ナリ、節々、地、米、軍、指、ハ、日、二、隻、事、ニ、テ、ア、ソ、シ、コ、年、年、軍、相、當、ニ、テ、云、フ、地、米、軍、指、前、ニ、超、軸、何、モ、ナ、シ
- (七) 日本、大使、ス、イ、親、至、リ、ト、發表
- (八) 東京空襲、下、全、市、二、日、間、燃、工、續、ク、國民、混乱、状態、ナリ、ト、宣傳、國民、又、之、ヲ、信用、ス
- (九) 最多ク、見、宣傳、布、告、文、ヲ、以テ、日本、皆、信、行、爲、ナリ、ト、宣傳
- (十) 東京市空襲、果、然、高、ク、テ、防、空、演習、一、空、襲、ト、大、震、災、一、空、襲、ニ、テ、合、字、上、映

- (十二) 野榮作、邦人ヲカマシ、ス、ハ、年、ハ、ソ、シ、コ、邦、人、自、性、憤、激、ヲ、宣、ヒ、出、荷、ナ、リ、シ、ク、悲、鳴、ヲ、發、ス、ル、ト、シ、テ、悲、喜、家、ニ、擬、シ、ク
- (十三) 地、米、外、他、架、空、カ、レ、バ、ト、一、空、宣、傳、隊、ノ、枚、數、多、ク、進、テ、ラ、何、レ、地、米、外、交、ニ、因、害、ヲ、被、ル、社、會、價、値、ノ、損、失、計、算、ヲ、以テ、地、米、果、然、一、空、宣、傳、ニ、テ、地、米、果、然、下、ガ、キ、ト、貝、土、ク、又、一、年、先、ニ、歸、ル、ニ、テ、以テ、以テ、又、物、ノ、ア、ソ、シ、コ、ノ、價、値、ナ、リ、得、ル、一、日、早、ク、ア、ソ、シ、コ、大、同、ノ、要、ノ、換、地、ニ、ル、中、南、米、諸、國、ヲ、以テ、地、米、ノ、離、脱、也、ト、地、米、徹、底、的、價、値、ト、シ、テ、ア、ソ、シ、コ、為、國、自、存、救、濟、ヲ、望、ム、ル、ニ、テ、ア、ソ、シ、コ、

よって官下上の力を得るに用ふるにや、
かくて官下上の力を得るに用ふるにや、

海防に於て

海防に於て日本の海軍と其計画の如何

永に於て海軍の増強の言はるるの如きは、
老練の海軍が有るに於て、
其計画の如何

の議論であつたに於て、
其計画の如何

に於て、
其計画の如何

地を南に偏せしむるに於て、
其計画の如何

有れば、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

海防に於て、
其計画の如何

和 年 月 日

中 野

心算のつとめお人にて下すべし

④ 家宅搜索

家宅搜索を受けたるもの数は心算の内より4以上にて下すべし

一 日本街は軒並に搜索を受けたり

自分の家は三回家宅搜索を受け、最も困るうは警察長の側に行き、警察長におきあつかひ個人にやりこはれざるを望み、又書と押収せし返還せしむるあり、自分の例を尋ねれば

十五年間の日記、等はブラジルの四年に送ける花鳥の状紙と、洞垂ヤリ日記に送るべき書物不れたり、貸金証書、履歴証、預金証書、株券、調至書、解金書、俳句帳、紀念帖、各種官印、保函の必要ある書物、等々

各書類のつとめ下す小を入れたら、スリーフケースを押しせり

銭利に寄る高價ふしにレットケースにブラジルの地回換札、あまを理由に持ち去らんとせり、

高價買ふものも持たせられた例は

心算の書籍、大軒か高品たる書籍、全部押収せられたり

和 年 月 日

中 野

① ブラジルの在留邦人の取扱振り

ブラジルの政府の在留邦人に対する取扱振りは全く無軌道にて、土留日であつた。それだけに在留邦人は精神が不安にかられ、服毒自殺、若死を受けた。

② 引致

街路を「今の世」と日本語を控度したといけり引致されたもの多あり

書物と云ふ日本人相手の室内に日本語を話し、引致されたものあり

兵隊の前を通行し引致されたものあり

カフエーを飲まし引致されたものあり

市中を歩くと引致されたもの多あり

尤も悪くは、引致された警官に殴打され、死にせし同胞の葬式を、不毛にて送付、隣の人々二十餘人集りたるが全部引致せられたり

且の他、葬式に参り引致されたものあり

何等理を引致され、二十と、他を即日釋放されたものは心算

昭和 年 月 日

中野

(イ) 強盗
 1. ロエエテ隊に北ハラスに侵入して、ロエエテ隊を千余人一隊に一名あり

(ウ) 留致付由の模様
 留致付(其の留致)は上置敷位の室に多々、時は三人以上、収容し皆床上に臥す。寝返りする事なし。世来下小窓一つしかなく暑く時は呼吸困難となり皆小窓の処へ顔を集め金網の如く空気を吸い居ると云ふ。上衣及びシャツを脱ぎ去る事を許さず。寒く時はシヤワ一枚を脱ぎ居るに居れり。

(リ) 轉居命令
 最も轉居命令の轉居は自己所有の家屋に居住し居る他、轉居命令を要し、隣りに退校するに將校の住居ある為めありと、コンデ街附近に近しい空兵隊に近しい理由

昭和 年 月 日

中野

(イ) 強盗
 1. ロエエテ隊に侵入し、其の他は政打された兵傷せしもの多あり、中には政打された傷を受けずしものも数知れず

(ウ) 留致付由の模様
 留致付(其の留致)は上置敷位の室に多々、時は三人以上、収容し皆床上に臥す。寝返りする事なし。世来下小窓一つしかなく暑く時は呼吸困難となり皆小窓の処へ顔を集め金網の如く空気を吸い居ると云ふ。上衣及びシャツを脱ぎ去る事を許さず。寒く時はシヤワ一枚を脱ぎ居るに居れり。

(リ) 轉居命令
 最も轉居命令の轉居は自己所有の家屋に居住し居る他、轉居命令を要し、隣りに退校するに將校の住居ある為めありと、コンデ街附近に近しい空兵隊に近しい理由

昭和 年 月 日

(イ) 旅行禁止、通信禁止、電話切断
日本人の生後に大折撃を蒙つたものは、その母や父、兄弟、下向に
至る約二ヶ月間の旅行禁止也。(若し日本人に限り禁止す)
日本人の旅行はサンパウロ市の外に於ては、日本人の旅行禁止は皆
失業し、自給者多数を金にたり、部外との交通は禁止す。其のた
るが急ぎ要する材料を入手したる為、向てよく之は解除
す。

日本国に依る通信禁止は、全く日本人間の連絡を断す不安
状態に陥りし、精神の大折撃を蒙つたり。
電話を切断し、商店の閉店止むべきに至れりしものあり、
一時日本人の旅行の電信を断つたり。(幸い各捕獲者) (ロ)
中野
中野

昭和 年 月 日

(ロ) 行動監視
主として日本人に刑事事件を附し、その行動を監視したり。
集会の禁止、日本語の禁止
事務的取引の禁止、三人以上集まりて話をするを禁止す。密婚
葬祭と雖も日本人の集会を禁止す。家人の死亡に近
時の取次り、金葬を許さず。
事務的取引の禁止、日本語の使用禁止と監督に注意されたり。
日本語を電話するを切断されたり。
日本人間の連絡を絶え、サンパウロ市に居住し、市内の日本人に
向て加配り居ることを知る能はざる見苦しき状態に置かれ
たり。

この日本人捕獲者軒一日の余裕を蒙つたものの、移轉せしめたり
古谷元公使は、カント入り、サンパウロ、移轉命令を蒙り、六十名以上の
家族をテントを組んだ。其の後、命令は取柄されたり。
大坂商社員の移轉命令は、実に非常に極めたり。吾官
衛兵官等の五百メートル以内の日本人は、移轉命令を蒙
りたり。

中野

昭和 年 月 日

野 中

三、国民生活状態

財産差押等の存在等互他日本人に極端に悪影響を及ぼすもの
とカソリン不足に依り生産物運搬困難の爲めは依りカソリンの
生産高の大半を部分に占めたり日本人農業者は大規模経営
の不安を感じ向水も自家労力を限るとして生産に従う
し自給自足の安全なき立場に立籠ることとお水も以てて、其の生
産に非帯ある減少を来すべし。カソリンの不足に依り運搬困
難は生産地に於ける生産物の値段、生産費を割りし低価格と
るに拘り不都合の食料等其の他の農産物は非帯ある高價
と不中、今後此の傾向を益々甚しと云ふべし。独伊日本の農
人が農業不能となり金と手と引きたる爲め土庫右商人等
商人等の地占増と云うも其れ等不極端に農業者を搾取
するに至れりことと回復と都合との農産物値段の差を大不
りしめたり一つの矛盾と云ふべし。

昭和 年 月 日

野 中

(イ) 財産差押、処分禁止
カソリン以外押収を免かる

(ロ) 高社、団体管理
邦人高社(個人高社も含む)産業組合等皆つるん人の支配人
を設置し警察委員会を編制され(委員会に及するものは收監す
ること附かざる)若し支店に近づくに人支配人を置くこと、おれり
之れおれり邦人高社の自由なる收貯、現金と不純とあり、のみ
あら下、つるん人支配人の台格め指費、横領等を防ぎ得
ざること、あり。

(ハ) 高社の監督
各高社産業組合等にはつるん人支配人の外監督あり
資金の移動現金の收支と厳重に監督し居りる実上
高社は不純の状態に在り

(ニ) 日本人農業の禁止
従来都合に大部分の東穀を供給しつ、あり日本人農業

和 年 月 日

野 中

家の敷に居る事し、個人に知愛の如き日本人に良き人知は其
 多き事し、之れを以て知外人と云ふを得ず、今回の外交断絶に依り
 之れが益々明確と云ふなり、日本人を我が子の如く愛し居る
 フラン人は随処に在る事し、我々の知愛する事と云ふは別人の
 如く云ふは日本を以て執着する事を見下すなり
 現場の家はフランの上下に相當の敷を占めし之れ等には
 皆排斥の憂ふるは留意を要す

六、今次戦争に對する國民の態度、國民の間に行ける政治の
 聲望

日本が北米に對し田賦有権を攻撃する迄はフランに於ける
 一般國民の多くは、大割は把軸國例に好意を有する所
 となし、一度有権を棄絶すの攻撃が発表するや、殆んど國
 民の九割九分迄は日本の行為を非難し、北米に同情を寄
 せしに至り、更に把軸國例に對し外交断絶を主張するに至り
 たらんは完全な國論を統一し、北米を支持するに至り

和 年 月 日

野 中

把軸國人の資金凍結の結果、却て自由人を苦めしむる事
 とあり、都府の商人労働者は勿論、田舎の労働者にも至る事し、推
 考する所、解了を受け、至極困難に陥りしこの多數あり、リニア
 は此のフラン人三十餘人隊を以て、知人農家を掠奪横行
 したる事し、右諸原因に依り、日本人が事業縮小せし結果、雇
 人等し自己の生活困難を來せしに困る

至極多しと運搬不能に依り、喰料穀類の欠乏を來し、其の他
 の最悪、せり、莫類に死せし、從來供給の大部分を占めたる
 日本人の食料禁止を以て、為り、供給不足に陥り、地位
 騰し、都府生活者を苦しめし、今、今後、日米都府共生活
 困難の憂を益々加はるべし

田舎に居住する知人は労働者の生活困難を來し、強盜其
 の他、兇暴なる行為を發せ、知人に恐怖を以て居たり

四、著名なる知外人排斥外人
 フランには著名なる英の知外人を以て認め得ず、而して排斥

中川總夫報告

答申書

(一) 在留邦人、取扱振り、(二) 軍艦前
ヲ含ム) 特ニ拘留中ニ於ケル
待遇振り

開戦前のブラジルは親日な濃厚厚に
して、~~露國~~文化根足を結ぶ。経済
使節と交換する等日伯親善に努力
した。特に平生訪伯使節使節の推
奨により發達した棉花栽培は今や
何國重要農産物となつた。又リチ
州カニハ大甲の發掘工場とカーガ
ブイタケに盛れしたる如きも、米
要資本の基盤に拂ひ付國が、新生
面と判がんとする意國と金人の圧
力ニ此は推察に難くない。

大東亞戰勃發以來、ブラジルの邦
人取扱態度を急變せる~~露國~~に於て
は端ニ亦心奪リ、その人道を無
視したる態度は到底治國下りの

H. I. - 8000 - 1. 40. R. K.

のとは思はれ存い。邦人の理由を
至極徹は相欠き、警察の苛酷なる
取柄心の爲に踏命したる者すうあ
る。又チエテ移住地に於ては多人
數を小屋に監禁したるに於て、坐臥
の餘地なく、終夜暑熱中に佇立を
余儀なくした。此等。詳細に
起ては別に報告した通りである。
邦人面社に對する經濟的強迫に對
して概に報告漏はれは殆どは勿略
する。

(二) ブラジルの財政經濟状態

バルガス大統領の独裁下にある伯
國の財政状態に就ては知悉しない
が、その經濟状態より察して相尋
察せしむると思ふ。但し最近には
攻略的ニ行ふ外國資金の流入勃る
上りものあり、アマゾン州に用
意資金三千五百万、一般産業用投資
金一億中、通信安定資金一億中、の

H. I. - 8000 - 1. 40. R. K.

と爲し、福田と夫は松岡氏をも收監するに及り、前者はその後釋放されたるも後者は今尚拘留の儘となり居るなり。

二、在留せる國の財政経済状態

第二次世界大戦の影響を受け、現存のブラジル経済は悪化傾向を示す。一、五年の貿易危約（二〇億ドル）と受取勘定を以て、その前年（一九四〇年）の超四十億ドルに比し格段の違境を見せ、所謂戦争景況を想はしめし、北米の後援に負けたる政策、特にドルを駆って對枢軸諸國の外交断絶の宣言となるに及んで、茲にその國の経済的轉落を約束するに至ると断言を得たり。

十一月八日の日英米連戦の次で、ブラジルの對枢軸國外交断絶聲明、翌正旦（十八日）に行はれ、三月に入り、伊太利の海軍艦隊沈没と、や経済的影響は外國吸取の上、於ては三月より明日と、昨日より、感嘆の聲が上り表はれたるは

三月	一九四一年	一九四二年
四月	二九〇、九四九トシ	二一〇、七五〇トシ
	三〇四、三三三トシ	二二六、〇九四トシ

の如く、以上二月の差一五四、六七トシとなり、尚船舶破壊行為の継続を想はれる時、経済界の悪化は免れざる所なり

ひとり貿易の縮小のみならず、国内経済界も一種の不景状態に入り、本年六月よりカンパニ供給制、自家用車（週五リットル）管業用自動車（日毎一五リットル）トラック（毎日一〇リットル）と、規程を以てに至り、経済動脈線に異状あり、政府は昔慮一番リオ市商業會議所會頭ギマライネスを以てルに派遣、そのスタグナート系石油會社と協定、アマゾン河に小型タンク船十四隻を浮かべ所業

（調査資料としての御諮問に對し、大まか下左に御返答申述べた統計材料は記憶からせるものなり、ご了承お断りして置く）

一、在留邦人の取扱概り

私に關する限り在留地とはブラジルにして、その地の對日本へ待遇振舞、法に背き人道を無視せる行爲、勘案からずとは言ふ所の、之を北米合衆國その他太平洋岸の國々が執る無軌道行爲と比較しては、稍輕つきを想はしめる。

サンパウロ貿易幹旋所には、事務所及び所屬日本機械展不館の機務整理、書類取扱分、所長及所員一名に對する數回の家宅捜索の他、所員福田定次（十日）に亘り拘禁処分を附せられたるあり、其他談話に弁護費用の警告、訪問禁止、外出不自由等、制圧を蒙つたるは一般在留民と云ふ規程に即す。

所員福田定治の拘禁は、夜中の訪問者かたまたま在留市帝國總領事館職員松岡哲男氏に於てサンパウロ特高警察は松岡哲男に、松岡哲男に、獨善推展の下に訪問を第五列活動の爲め

在留邦人大森と上池上（一九四一）
日本貿易統制會（サンパウロ貿易幹旋所所長）
桑本 青 五
在留三年半 五十九才

石油のアメリカ向輸送を削減する事とせよと其更には氏小型タンク船を北米より持ち来たると言ふ前提より、茲に教員の懸案として見るに當れりとす可し。

南米諸國の景況が輸入貿易に依りて多大なる同知の不安なるが、試み製糸原料たる鉄化學原料、製糸原料の材料不足を欠く事はある意味に於てブラジルの工業に一大痛撃を與ふる事となるに明らなり。而して工業材料の輸入は戦前に於ては歐洲諸國及米國、戦後に米國正として供給をなす来りたるも、独逸の通商破壊戦激甚となり、本年上四月の數字は對北米輸入貿易に於て約三分の減を呈し、尚その比率は急速に低下してあり、従てブラジルの材料の補給に窮し又は工業原料を得る能はざる破日に陥るもの頻發を見るは當然なり。

一方国内商業も一九四一年六百万ドル(約百十億円)の取引高を示したと、昨と一昨年に入りて既に下り坂にあるもののみならず、加ふるにインフレ味の物価騰勢を以て、経済界の昨今、暗黒の極寒の感なき能はず。

ブラジルにインフレの起る所以は、北米より得たる借款に基因するも、考ふるに得たるも南隣アルゼンチン及智利と足並を揃はず、南米ABCの中、伯國のみ獨り北米の尻馬に乘りたる道途は、インフレの爲めには、二千万ドル、幣制整理の「債務」合計二億三千万ドルを破産のために行し、而して現在物を得る能はざりて通貨の増加を見るの結果となり、如て北米旅人、軍人の携へ来る幣に編みせられ、遂にインフレ現象を呈するに至れるものなり。

この悪現象を停止する有るか、と考へられるは、伯國農産物の大豆、珈琲及棉花に對し、伯銀の買上げ及貸付の行はれるあり、それは農業政策として、社会不安を緩和する上に必要とせざるを得ざるものなり、同時に物不足の社会に通貨の増加する傾向を助長、インフレに拍車加はるは止むを得ざる結果なる可し。

政府の財政赤字計數の上には、未だ悪化の事受合はしと云ふし、国内経済界の財政に反映せざる理由なく、一九四一年の赤字約四〇〇万ドルが、本年年度末如何なる逆數字となる可きか、姑く殘る問題として注視に値す。

州財政は比較的健全なる基礎にあるものゆへ、全國廿一州「聯邦府」の中、代表的ニテ所の歳出入を表示して見る

サンパウロ州	歳入	歳出
一、二六五、三九九、三〇五	一、一六五、三九九、三〇五	
リオ聯邦府	歳入	歳出
五、四七六、一〇、三〇五	五、四七五、五〇、三〇五	

以上は聖州、聯邦府一九四一年度の予算にして、歳入の約均衡せるは、ブラジル地方財政の上には、喜ぶ可き現象なりとす。

経済界の條件の果核は物不足、ひとり伯國對南米貿易のみ、今尚進展の一途を辿り、一九四一年の製造品輸出全輸出の八割を占める金額四〇〇万ドル(八千万圓)に上りたるが、本年上四月の統計は一〇%と昂上し、而してその内容が何等の増進を呈して、ブラジル工業界に方大の氣を吐く。概あり。

要するに伯國經濟界は戦前の進展に於て悲觀するのみと云ふを得可く、珈琲、棉花の輸出は運輸不能に陥り、而かも北米とは伯國民情の複雑を怕れて約束のめく資金を耕作者に與へ、對政府貸付を行ふが故にインフレは之を防止するに由なる可く、物資益、乏しくして民の苦み愈々濃厚なるは、必然と言ふを得べし。

三、國民生活状態

ブラジルは未だ資本主義初期の狀態にあり國民の自覚幼稚なるに、幾い少數企業家資本家國

るものあり、必ずしも親米反日と断ずるに當らず、加へて大衆の心理には常に北米を喜ばざる候向、ラテンアメリカの傳統として潜在するものありと信ず。

開戦数月後の本年五月六月に入りて國民の間外相アラウヤ氏が北米の聲にはまりたるを想ふ者多きを教ふる。而して誰言ふとなく近き將來一大政変の兆ありとするあり筆者もこれを信するものなるが、その政変なるや、軍部クチャーと表はれ来るを想ふ。併し現大統領ハルカス氏の希望未だ地を拂ひたるに非ず、或は彼と軍部の合作は依る政策新轉換となるやも知らず。

七、交戦力の検討

アラウヤ氏の陸軍執力は現役下備を合せて戦前八万と註せられ海軍は巡洋艦、駆逐艦、潜水艦合計十數隻を有し、飛行機百のこを數へたりしが、其後米國との合作は依り飛行機の二倍に倍せるものありと信ず。

以上の勢力を以てして伯國が戦争に入らば勿論不可能と言ふ可く、ハルカス氏の北米の協力はたゞ外交断絶よりする危機に直面せんとせるものなるが、独逸の潜水艦力が海を蒸らし、ナタル方面に迫るに當り北米の合作は不備あり、現任アラウヤ氏は爲すあるを知らずの態ありと言ふを得。

坊間説を爲すものあり、枢軸の作戦進展し一方カールに進出するもなり、他方日本が濠洲作戦進捗するものあり、アラウヤ氏は北米との協力を断念し、銚子轉じて百八度の旋回を爲すやも知らず。

アラウヤ氏の在米、曹工の和約三万五千元(六十億日)その中工業生を八万五千元とは昨年度の發表に属す。

民大衆を搾取して余すなしのあり、所謂輿論に於ける輿論は生活の向上なく都市の労働者は最後後銀一ヶ月(二百五十元)に甘んじ而して世界最高水準に在るが如き物価の下に生計を管まんとす、衣類一枚、靴一足と長し彼等の需要圈内のものは素よりそなりと謂ふ可し。

之に反し高投資者は収入多く所謂彼得もあらず、その住居、その自動車、その衣服共に豪華を極む、経済人は常業制度、中間と利するをカを仕組めたり、知商は二〇%乃至四〇%の利を商の上に加へ、小賣商店は九〇%乃至一〇〇%の利益を加算する等、平常時よりなりとす。かくて商人階級亦その生活極めて豊かにして、茲に経済界の不安、當然醸成する可きと想はしめる。アラウヤの民情平定を好み若あるとす。未だ社会問題、労働問題の起るるなき、吾等之を驚異となす。

四、著名なる親日外人、排日外人

親日外人と銘打たる可き人、吾等衆間にして之を知らず、排日伯人は現在反拒拒政策の主張者達の大多数と言ふも過言たりとせざと信ず。

五、著名なる主戦論者、平和主義者、団体等

お答し得ず。

六、國民の態度、國民の間に於ける政府の希望

カール一般の對日態度は不離不即と考へらる。北米の態度と受收に依る新聞の數、地方の警察官吏等、對枢軸は追態度に昂られ民衆の内反日気分も有する者多しとせざるも、尚一部には金肉心の多數も存在し、一部には宣傳過多とその一方的偏倚に反感をも有す。

ハハナ協議に於いて常に相対立の姿勢を執つて居る。此自然的態度に對し北米の人為的克服工作は如何なるものか。而してそれが成功を約束されて居るのか。吾等暫く茲に研究を進めよう。

第一は米国の善隣政策である。ルーズベルトとサチン・ウエリスの合作による此政策は今の処成功の様である。ウエルソン大統領の不承認政策やセオトル・ルーズベルトの大棒時代感謝されるお世つかい、モンロー主義時代と打つた善隣政策、初めの程は中南米諸國は多く之に信を置かなかつたが一九三三年ル大統領自らモンテビデオ米會議に出席、北米側外交何等野望を藏せずと熱心に説く處あり、その後事實上此態度を喜ぶ事か、事象發生數度、終心に南米北米意思疎通の業業試みたもの觀あるに至つた。

善隣政策はそれだけでは如上の效果達成不能であつたが、更にこれには非行進のあり、不自然な下りも政策的物資交換のあり、大きな宣傳的聲を文だ「ハミスマヤ、ソリガティ」なる美はしい名詞及び「ハミスマヤ、ハミスマ」など呼ぶ一聯の「麗句あり、先づ、ルーズベルトの全善隣政策ある程度止前迷の二自然的故障を踏み破つたかに見えるのである。

併し自然は勢いあり、その阻止又は逆は例へ成功するとしても暫定的である。パラルに借款一億三千万米を與へ、亞然下に一億一千万米を貸與し、智利、ペルーと相次ぐ非行進はあつても、それかじめだつた之等國民の心服を購ひ得たであらうか。亞然下及智利は既に北米傘下のものなす、パラルさえも何時反旗を翻すか、知れなむ、然れども置かれて居るものではなからぬ。

かゝる惡條件に曝される北米の善隣政策は更に新りたる一勢力に攻められたこと、此惡化の一路と出る事となる。それは樞軸の攻勢による南米北米切斷の形勢である。

運輸の爲めにする所有船と數約六十五万トンの船舶三百隻を數へる。その中五千トンの以上は大洋航行可能のもの、二十隻程度は、昨午冬以來、船沈の災を受けたるもの、六月迄に九隻以上、國の内海に渡り、海運に支障を生じた事、甚大なり。

國內鉄道三万四千キロにして八百五十万トンの大國としては殆んど言ふに足らぬ、加ふるに軌道三種に岐れ、輸送上連絡を欠くもの多く、而して之等鐵路の走る國を横切るのみならず、縦に州際通過を言ふに便せず、甚だ心細き限りと云ふ可。

國道は二万キロ、河川の舟楫に便するもの亦二万キロと稱せられ、約十万台の上り、陸路を右往左往しつ、稍鐵道の足らざるを補足する処あり、尚國道は毎日三十キロの割合にて延長せらるるありと云ふ。

ハ、米國とラテンアメリカ諸國との關係

ハ、ラテンアメリカ諸國の動向と將來の見透

以上二つの課題は接觸錯交面甚だ多し、筆者の見解は依り之とてに取纏めて説く処ありんとす。

中南米と北米合衆國との間、原則的に相違れざる二つの注意すべき點がある。乃ち

一、歴史的に感情相許さざること

二、産物相對立し、経済的に有無相通の關係にあらずること

以上は説明の必要なき程にも明かかな事象である。昔からメキシコの民衆はアリゴなる代名詞を北米人に加へて之を嫌忌し、ナリには「アヤ、デラトリー」なる政界の遊星が北米攻撃すべしと國民に教へ、コロロンバは巴奈馬馬奪奪に根をもち、常にその返還を迫る一政黨がある。南米の雄亞然下は傳統的に北米合衆國と相違れず、リマ會議に於いて、パナマ會議に於いて

重要部分を埋める。
民衆の無知なる。元来女子のユースを百パーセント受入れて排極軸的考をも持たずあり。又南米同と
良き友義の原家と信じる大統領を自由の神様。在野市民第一号と信仰する向もある。
在留日本入間に一用隊校がに存在すと信じて、秘密飛行場。秘密給油地。数方り銃砲
いっさいが藏匿された。一部民衆に恐怖の念を抱かしたり、邦人等五列と外交官との連絡
ありと邦人相互の訪問を禁じて見たり、日本語の會話と軍探の細とをたたり、吾等想像し難
き事柄がつかつかと興をホされるが、之等は凡てその源は北米に發し、無量のブラジル市民を詐
らんとするもので、其の原方々單に戦争の故として許す可からざるものがあるのである。
最後に斯く附け加たい。
南米十ヶ国は北米中米と離れて一共同圏を創めるべき運命の下にある。而してそれは歐州國の
友域であり、日本を盟主とする亞細亞共同圏の友域でもある。
吾等の對南米態度は在米の純経済的から新たに政治的となつて来た。独と共と南米を監
視する政策を執らねばならぬやないか。
その貿易工作も算盤の上からばかりでなく政治的利益を考へねばならぬ。北米との戦後接近の
密なる計る上から、機械、自動車、ゴム製品、化粧品、菓菜、肉等賣つてやる用意がある。可く
東洋國物不足などと言つて居るものがある。
換言せば對南米貿易は増勢にあるべきだ。戦前二億、戦中五億、戦後五億、七億、十億と上る
べきである。交通も直航二十五日となり、関税の相互主義協定も爲替の清算も共々三組上に
上る可き筈だ。
アソシエーションは今日こそ買け其を打たせ、それは利己的、近視眼的政治家オスワルト、アラウヤ外相に引

極軸諸國の勝利は必然的に恒久的平和を自給と導進をいつけるであらうし、在野生活家派
の公平なる今仲を忘れたらうと想はれるが、果して然らば歐州國はアフリカを傘下に容れ
も尚缺くる処あり、自然南米を「獨立國」として樹立、その不可分の友國を發見するたう事は
當然である。
北米合衆國とは加奈大と協力、メキシコと結ば、中南米小國群を併合するとせば、何等足らざる
を憂へずと言ふ可く、此場合日本も大東亞は大東亞國として其手、イラン、イラクに及ぶ可
きは當然、斯くて南米米分達の態勢は内よりする自然の勢と外よりする強力的執力との交
接の下着々生成發展を見つゝあるのである。
茲に私の力説したきは「執力」であり、世の中の凡ては此「執力」に依り終りに支配せると云ふ單純な眞
理なのである。
日本は亞細亞國の盟主として南米國にどういふ干渉に立つか、惟ふに歐州國が第一友國であり吾等
は第二友國として満足す可きであらうが、さりとて政治的意味に於て、北米が南米の資源利用に
對し警告戒と監視を怠るべきでない矣、歐州との共同支店、あつねばならぬと想ふのである。
一、敵國內部國民鼓動振り
アソシエーションの對内宣傳は、其の宣傳局より發せられた對新聞その他國家機關宛論示に示すか
如く、若し外交断絶國に利益あり、協盟國に不利なるが如き記事も掲載又は放送せざること
と言ふは、いさゝか、かくその言論執行者達は或はそれと正解し又はそれに便乗してあるもの
孤立的事件を醸成するのである。
その新聞記事は日独伊系ユースを掲載せず、ヘッドラインの大文字は虚報捏造より成
る北米又ロンドン電報を以てし、極軸側の殘虐、不徳のあらゆる、創作的記事も以て紙面の

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO

サンパウロ貿易幹旋所

Caixa Postal, 4058 , São Paulo , Brasil

きづられたからである。
 政局一新新政府の樹立となり或は枢軸側より力の打とぬへる事とならば彼等は導き易く
 御易き国民である。或は南米図の核心は封じ易く激し易い。亞然一でと無くて却つて鈍重にして
 正直なるブラジルがそれではあるまいか。同時に此の國には次頁源のあらゆるものが豊富だと云ふ事
 も忘れなくてはならない。

課題外の問題だが、私に「移民引揚論」がある。交換船々中各方面の方々より、その反對論を
 聴いたが、まだ自説を棄てかねる有力なものを知らない。私は此下から盛り上げる勢を座視するに
 忍びが同時にそれは國策的望ましいと考へるので別稿を書いて後同の反響を見やうと考へて居る
 とだけ茲で言つて置く

報告書

昭和十七年八月十五日 コンテベルテ号船上にて

ブラジル國サンパウロ市

南米棉花会社(東洋棉花)

島 清二郎(四十五才)

第三回目、約三年滞在

原 總領事殿

小生等在住セル伯国ニ関シテ貴向ノ條項左記ノ通り
簡潔ニテ報告申上リ

一、在留邦人ノ取扱ニ振リ

官廳ニ於テモ民間ニ於テモ 日米兩戰迄ハ冷遇サレタル

コトナキモ外交断絶後ハ、サンパウロ出發直前特高課

密偵未社一應取調ベリ受ケ、小生出発後小生宅へ三

回刑事ノ家宅搜索ヲ受ケラシオ等ヲ押收シ行キタリ。

二、伯国ノ財政経済状態

詳細ニツキテハ今手許ニ参考書類ナキヲ以テ他日ニ譲ル

六、今次ノ戦争、露邦ノ世帯民ノ態度、露邦ノ民間ニ於テハ、
 戦者ノ聲望、
 此米ノ宣傳ニ於テ、日本が肉戦ヲ余儀ナクサレトシテ、
 殆ド無シ。元來、伯玉民ノ對地米及露邦、相率從表アリ、
 其最近ノ善隣政策、續テ最近ノ非政策ノ一端、伯玉民ノ
 傳、機關買収、其他ノ宣傳人、大衆ハ次第ニ地米側
 ニ引込マレシ、アリ。
 官民間ニ於テ、政府ノ聲望、
 親米國粹、軸三條、取リ、大伴親米派、カ歴史的
 優勢トナリ、居リ、北米ノ對伯玉工作、進展ニ從テ、大衆モ北米ニ
 進、隨ニ現政府ニ、Stetulo Vargas 在ル限リ、西民ノ信賴
 已、
 七、米戰力ノ檢討、
 米戰力ノ變化、
 七、米戰力ノ檢討、
 米戰力ノ變化、

八、米と伯玉との關係
 フラセルハ、從來、經濟的ニ、政沙大陸ニ依存シテ居タルモノ、
 ナルガ、歐洲戰亂ニヨリ、俄然、其ノ市場ヲ失ヒ、左、貿易易ノ
 將來ニ大不安ヲ惹起セシメ、之ガ救済方法トシテ、
 米西ニ、
 強、
 地理的ニ見テモ、
 位ヲ持ツ關係上、而モ、中南米、中亞、西ニ、次カ、有力、
 ナルガ故、
 政治的、
 此、
 確、
 從、

兩國の經濟的立場の相違を以て農産物關係は一致し
 ざるを以て人種的偏見何ぞも蒙り得ずは寧ろ以て
 感共抱き居りたるモノナリ。
 今後伯國の米運出に政治的ニ大ナル懸力ヲ持ツモノ
 と思はる。
 九 伯國ノ動向將來ノ見透し
 米運出にテハ日米戰爭カ不利トナレバ夫レ又益此ノ由ヲ
 自分ノ味方トシテ抱キ込ム所アリ。又伯國政治家トシ
 テモ今日迄相亦米運依存ニ強入りて來る以上又要
 加蓋中々性ヲ堅持シ更ニ強固カ要國ヲ積極的ニ
 奮發スル事ニテラバ伯國現狀ニ於テハ元々軍備カ不
 充分ナル苦境故米運依存ヲ強化セカフ得ナラズモ
 思はる。
 併し此ノ米運依存ニ元々算盤掛ララズテ這入り居ル事故
 米運ヨリ物資ヲ供給シ得ヌ事トナリ。

兩對カ有力化シテ軸國ハ加蓋カ利益ト見ラレ又軸
 國トシテモ外交ヲ其ノ方向ニテ工作セバ伯國ノ政變
 ヲ理由トシテ國ノ政策ヲ變更シ得ル可能性アルモノト
 思フ。
 我日本ノ外交政策ヨリ見ルニ東亞共榮圈ヲ確立ス
 ル為メニ米運ノ干渉政策ヲ放棄セラル迄彼等
 ヲ破砕セネハナラヌと思フカ其レニ米運ノ汎米政策ヲ
 打潰シ北米ヨリ南米ヲ引キ高ス事カ所要ナル。米運
 側カ如何ニ長期戰ヲ宣傳スルトモ日本トシテ此ノ方針
 實現ヲ一時テモ早ク期スベキナル。(米日ト加蓋院ノ北米
 口ヲニ南米ヲヘルコトハ其ノ人口ヨリ見テモ極難ナル)
 其ノ工作ノ第一トシテ先ヅ現在ノ南米向ラシテ放逐ヲ
 一層組織化シテ宣傳効果ヲ有力ナラシメ彼等ノ輿論
 ヲ不絶ニ軸國側ニ優越カシテ事ヲ証スル情報ヲ以テ格
 外ニ導引シ得等ラシメ其目的ニ米運ノ宣傳ニ格ナラズニ

81

長作ヲ成爲スルニシテ、
 初ニ敵ニ他伊戰線ヲ進展ニ執ル事リ勿論、事ナレガ素ク
 戰畧ヲ別ニシテ、獨伊ト共カク上成ルベク早キ時極ニハナ
 フ攻畧シテ北米カラ南米ヲ切り離ス事アリ。俄然南米ハ
 動搖シ始メ更ニ若シ極軸潜水艦ヲ伯西沿岸ニ擧鉤スレ
 バ、敵南米北米間ニ交通杜絶トナリ、實上汎米ヲ多クガ
 山崩潰スル事トナリ南米全体ニ反米化スルニ至ルベシ。之ヲ相
 連関シテ米西ニ於テモ次第ニ及戰論極端ニ次期大統領
 選挙ヲ極トシテ和平氣運愈濃厚トナル。想像ニ難カラ
 ズ此ハ極ノ極トシテ、積極的ニ外交工作アリ、トテ、北米
 實現可能性充分ニアリ、只我々努力如何ニシテ、北米
 斯ク申ストテ我々カ長期戰ノ体制ヲ堅持セテ、レバ、米
 ハ勿論、我々カ長期戰ニ堪ル事ト又、我々カ、
 コリテ右ノ工作ヲ克ク促進ナシ得バキモ、ト確信スルモノ
 ナリ。

9

更ニ在米國民間ニ調査結果ヲ見テ、根本的ニ解決サルベキ
 モノト思フ。

○敵國內部ニ民衆運動宣傳振リ

米西右目的ノハ、各地新聞雜誌ヲ以テ、米西、集
 解部、学校、協會、官吏、等一切ノ買収、コトナレシテ、
 彼等ト其ノ用儀ヲ達シ、從テ、善隣政策中、ト、其他
 政策、ト、自衛、ノ、強硬、政策、ト、併、ニ、用、事、ノ、宣、傳、振、リ、
 何、日、間、ニ、カ、極、軸、人、ト、事、ヲ、整、頓、シ、於、是、テ、既、ニ、見、出、ル、
 事、分、格、外、モ、ノ、如、ク、境、事、以、テ、他、州、ニ、流、シ、テ、米、西、間、ニ、
 大、ニ、波、瀾、ヲ、起、ス、ル、事、ト、思、フ、

FEDERAÇÃO INDUSTRIAL DO JAPÃO

サンパウロ貿易斡旋所

Caixa Postal, 4058, São Paulo, Brasil

17. 面會
18. 通信

20. 金銭、夜類嗜好物、差入
21. 希望、申込

22. 帰朝、為スル家事整理
23. 其他

(C) 交換船乗船、際シ受ケル待遇

1. 乗船地、乗リ降用者ノ輸送振リ

2. 税関申告等官憲ノ取扱振リ

3. 官憲ノ警戒振リ

留置場一全然許サズ、
收容所一版出ニヨリ保身課ノ許可アリテ面會出来ル、
留置場一許サズ、
收容所一有テハ文通ニ許サレタ、但シ検閲ヲ通過シタモノニ
限ル。

比較的自由ニ差入可能ナル。

留置場一留置場係長直接申込ニテ、
收容所一收容者中ヨリ選バダ代表者ヨリ收容所監督官

ニ通シ申入ル、
(軍人) 通シ申入ル、

出所後ニ月坐アリタタメ家事整理十分ノ時日ガアリ、

家宅搜索ノ時草ノ書類ヲ紙ニシテ、留置場ヲ没收セ

ル、同受取証ヲ請求シテ拒絶サレタ、收容所トキ一人キリ伯仁ニシ

針(約四円)ヲ請ホサレタ。

帰国者全部ニテ、パスポート、領事館ヲ通シ特別列車ヲ使ヒテ

ヲ旅行シタ、旅費ハ自給、客車ハ料金並ニヨリカッタ、

リテ乗船、際シ荷物検査ハ税関吏ノ取扱、於テハ憲兵

了タカ外務省ノ監督ガ未ルト依テ検査ガ厳重トナリ、

米國發行ノ時局雜誌ガ特ニ没收トナリ、
サハ口出發ノ際ハ多数ノ警官ヲ警戒シテモ、リテ港中

ハ自由ニ夜外出モ出来タ、乗船ノ際シ警官ノ多数派遣トナリ

トナリ、唯乗船モ米國ヨリ未タ人々ト連絡ヲモリ警戒セタリ、

(A) 拘留セラレザル者又ハ拘留ニ至ル迄、期間ニ於テ受ケタル待遇
ト外出制限又ハ禁止ヲ命ゼラレタリヤ、其ノ内容

持シテ警備ヲ命ゼラレタリヤ、事ナキモ一般外人旅行ニ必ズ外人登録票並ニ
写真ニ兼携帶旅行先理由書申言許可書ト付テ受ケル乘車、際刑
事之ヲ被シ旅行ヲ許可シ居ラタリ、又其ニ對シテハ外人登録票ニ代リテ
出生証明書、被國ヲシテ様旅行許可書ヲ付セリ、連行ハ親子兄弟
位ニ限ラレ且又一般ニ街路ニテノ相互ノ知語會話ヲ禁ジタリ、尚市街歩
ハ自由ナリ。

2. 強制移轉ヲ命ゼラレタリヤ、右ノ國ニ官憲ノ取扱

邦人間ニ面白カラザルバブルト市街住河都ト一ト邦人市内ニ在任シテハ並日
ノ仕事、邪魔ナリトテ各人並家族一同ヲ三日中ニ強テ植民地へ移轉セヨト
テ之ヲ強制移轉セシメタリ。

3. 營業停止ヲ命ゼラレタリヤ、學校寺院又ハ教會へ、出席ヲ禁ゼラレタリヤ、

右事實ナリ、然レ共飲食店ニテ外人對テ商賣ヲハ自光的ニ轉換セラル者一名
アリタリ。

4. 自己名義ノ預金引出ニ如何ナル制限ヲ受ケタリヤ

日本開港ニ日自頃ヨリ資金凍結公赤サレ生活費以外ニ銀行預金引
出サシメテ幸ヒシ生預金ハ是レコト位ナリシニ付生活費トシテ引出額出全金
額受取リタリ、又斯高積蓄掛金拂戻請求モコトラジシ銀行ノ許可ヲ得
テ在留中ノ生活費充當ノ為又ハ帰國ノ為ノ財産賣却ニ如何ナル制限ヲ受ケタリヤ、
伯國政府ハ右ハツルノ取事館自動車賣却許可ヲ幸ニ遷延シ遂ニ歸國
出立ニ用ニ合ハサズ、實ニ外ニハ制限ヲ受ケタルコトナシ

6. 処分シ得ザリシ財産ハ如何ニセシヤ

前記自動車ハブラ板バウル支店ニ預ケタリ

7. 官憲又ハ民衆ヨリ不當待遇又ハ圧迫ヲ受ケタル事例アリヤ

國之新地當日伯國政府ハ租佃制三國民ニ對シ種々禁令ヲ新地ヲ
以テ公表、即日ヨリ若地警備ニ於テハ之ヲ実行ニ遷セルヲ以テ一般邦人ニ
徹底セズ仍テ何ノ為ニ拘留セラレタルヤ實ニ理由ニ知ラザル者大部ナリキ、
又一般在留民ハ人家搜索ヲナシ銃劍等武器及日本書籍ヲ掠奪貨物自動車
車ニ滿載シ警備案ハ引揚ケルカ如キ事ヲ若バウル署ニ於テナシタリ、又檢査隊政
打サレシ者、チエテ居住地ニハハルバラインニ人中一名死セ、ヒリガ身一名キナリ(日管區分)

11. 浴場便所洗濯所
設備

便所・浴室・水管等
之ヨリ水ヲ出シ身体ヲ
洗フ洗濯所ナシ

便所・洗面所・浴室
水ニテ身体ヲ洗フ
洗濯所ナシ

便所・水浴所・洗面所
アリ水浴場ハ粉塵浴ニ
シテ水ヲ浴ビ身体ヲ洗フ
モノニテ後程之ニ電氣
湯トナセリ若期急ナリ
洗濯所ナキモ洗面所
周ニ合ハセナリ

12. 小使銭支給有無

支給セズ

左ト

左ト

13. 労働課シタリヤ
労働類

労働課シタルコトナシ

左ト

左ト

14. 運動施設
15. 娯樂施設
ラヂオ聴取
書籍及新聞
風漬許可
範圍

何者ナシ
ラヂオ聴取
リオデサ
バツロ
紙ヲ差入
レナサ
シメ之ヲ風漬セリ

何者ナシ

最初ハ何者差入
許サザルモ
ハシ
新ヲ差入
貴ヒ之ヲ丸
ヲ將基
朝ヲ
作リ又白色
黒色
シヤ
ボト
シヤ
差入
貴ヒ
園基
ナ
シ
ナリ
其
後
伊
人
モ
入
ナ
リ
タル
ガ
之
上
同
様
ナ
リ
屋
内
埃
茶
遊
物
ヲ
購
入
セ
リ
後
左
居
者
伊
人
所
有
シ
ラ
ヂ
オ
備
付
テ
許
可
シ
伯
國
側
ノ
放
送
已
リ
聴
取
ス
ル
コ
ト
ヲ
許
シ
タル
コ
ト
ナ
リ
尚
書
籍
新聞
差入
購入
寺ハ他
村ニ
許可
セザ
リキ

16. 日課(點呼回数)

一日ニ二回
室内掃除
ノ旨
有ト
ナシ
三回
普通
通囚
人ト
共ニ
點呼
毎
日
一
回
ス
ケ
タ
リ

一日一回
室内掃除
ノ旨
有ト
ナシ
三回
普通
通囚
人ト
共ニ
點呼
毎
日
一
回
ス
ケ
タ
リ

點呼ナシ

17. 面会許可回数
面会時
用及之
有無

本署ニ
署長ヨリ
聖市
保案
局
連
ト
小
使
決
定
セ
リ
皆
正
式
ニ
小
使
ト
妻
子
面
会
ヲ
許
シ
タ
リ
其
以
前
ハ
一
般
警
署
ノ
金
銭
ヲ
以
テ
懐
柔
シ
テ
妻
子
面
会
シ
タ
リ
長
女
ハ
毎
日
家
族
ヨリ
轉
送
シ
テ
リ
然
シ
面
会
ハ
許
サ
ズ
警
署
長
立
合
ヘ
リ

本署ニ
署長ヨリ
聖市
保案
局
連
ト
小
使
決
定
セ
リ
皆
正
式
ニ
小
使
ト
妻
子
面
会
ヲ
許
シ
タ
リ
其
以
前
ハ
一
般
警
署
ノ
金
銭
ヲ
以
テ
懐
柔
シ
テ
妻
子
面
会
シ
タ
リ
長
女
ハ
毎
日
家
族
ヨリ
轉
送
シ
テ
リ
然
シ
面
会
ハ
許
サ
ズ
警
署
長
立
合
ヘ
リ

18. 家族及友人
へ通信電
報(金)
許可
回数
日
本
へ
通信
ヲ
許
可
セ
レ
タ
リ
ヤ

ナシ

ナシ

五
六
回
葡
萄
文
書
信
ヲ
以
テ
家
族
へ
通信
セ
リ
皆
警
署
長
立
合
ヘ

19. 通信接達
付制限
有無
接受
不
当
日
数
ヲ
要
シ
タル
事
例
有
無

ナシ

ナシ

政
治
社
会
同
盟
ニ
関
シ
テ
事
實
記
サ
ズ
家
族
的
ノ
手
紙
ナ
ラ
バ
之
ヲ
許
シ
タ
リ
尚
左
居
者
事
實
及
心
バ
之
ヲ
検
査
セ
リ
一
般
家
族
ヨリ
通信
接
達
セ
ル
カ
葡
萄
文
書
信
接
達
檢
閲
所
ト
シ
テ
許
可
シ
タ
リ
小
使
ハ
同
居
者
依
頼
シ
タ
リ
七
八
回
左
居
者
家
族
へ
葡
萄
文
書
信
ヲ
書
キ
興
ヘ
リ

(C) 交便船乗船ニ際シ受ケタル待遇

1. 乗船地ニ至ル帰國者ノ輸送振リ

バウルニ出港三日前右原事務代理ハ当地警察署長ニ面会シ旅行許可書
下付ノ件ヲ協議解テ得タルヲ以テ翌日右許可書受取リ家族ノ寫眞携帶
出頭セル処直ニ許可書作製交付セリ。列車内ニテハ何等干渉セザリシモ
聖市駅前下車ノ際(刑事右許可書檢閲セリ。又全市ヨリ特別列車ニ
テ帰國者一行ト共ニバウニ向出発セルガ全車内ニ於テモ宿憲ニ右ヨリ旅行許
可書檢閲セリ。聖市警署視察監ノ認シテレバトテ文句ヲ並べタルモ結局コレハ
必ズ檢閲ノ認シヲ得ナケレバナラヌモナラハバウルニ警察側ノ落度ニレハ沙汰止ミト
ナリタリ。

2. 税関官吏等宿憲ノ取扱振リ

税関官吏ハ他國側外務省ノ命ニヨリ外務省役人外ノ邦人帰國者ノミニ
對シニ応荷物ノ検査ヲ行ヒタルニ付小生ハ外務省關係者ナル故荷物ノ検査ヲ
免カレタリ。

尚自己ノ荷物ヲ鐵道會社運送係ノ手ヲ経リバウニ送送リタルモ概側側國

民ナルガ為右受取ニハ中央警察ノ許可ヲ要シ個人ヨリノ願出ニテハ仲々進捗
セズ仍テ却逸人控管ニテハフィンク運送會社ニ依頼シ漸ク左警察署ノ許
可取付タリ又左會社ハ一同ノ荷物税関通過ノ為多額ノ賄賂ヲ費シタル
由ナリ。

3. 宿憲ノ警告取扱リ

家族別ニ旅券ノ寫眞ト本人トヲ對照シ間違ナシト見テ乗船ヲ許可シ
タリ。

以上

在バウルニ帝國領事館

館務補助員

柳原桂子

サンパウロ總領事館

御中

大倉商事株式会社

秋山次郎

一、被拘留状況報告書

(A) 拘留に至ル迄ノ期間ニ於テ受ケタル待遇

昭和十七年三月廿一日夜半、寢室中、突然、家宅搜索ヲ受ケ、其儘連行セラレタルヲ以テ拘留ニ至ル迄特別制限ヲ受ケタル事ナシ

(B) 拘留所ニ於テ受ケタル待遇

(一) 中央警官署署拘留所ニ於ケル待遇

1. 拘留所(一)連行ニ際シテハ、履衣ナリシヲメ、衣服着替、餘裕ハ與ヘラレタルモ、雇人ト、自由会話ヲ禁セラレ、警官署常用車ニ刑事二名附添、連行セラレ、其儘留置所ニ收容セラレタリ、但シ家宅搜索、タメ刑事(上記二名以外)ノ使用セルヲクシ、代十五ミルケースノ支拂ヲ命ゼラレタリ

又、拘留所ノ居住設備

(1.)

新屋ノ大サハ、幅約九尺、長サ約十八尺、天井高サ十二、三尺

長サニ方ハ、壁、入口ハ、格子窓、及、鏡付板。他方ハ、便所、洗面所ヲ經テ採光窓アリ。照明トシテ中央天井ニ電燈

一付、夜半以後ハ、消燈ヲ許サル。暖房設備ナシ

床ハ、板張リナルモ、寝台ナク、マットレス。枕、毛布ヲハ、九枚支給

シアルモ、敷布、枕、覆ナシ。何レモ汚染甚ダシキモノニテ、勤カス毎ニ

塵埃散逸シ、ノミ、シラシ、南京虫、多シ

マットレス九枚ニテ、床行ノ場所モ、十キ、大キサノ、新屋ニ、付シ、少キ

トキニ、テ、十一、二名、多キ時ハ、十七、八名ヲ、收容スルヲ、メ、常ニ、二枚

ノ、マットレスニ、付キ、三名、又ハ、一枚ニ、二名、横臥ヲ、余儀ナク、カレ

甚ダシキ時ハ、両側ヲ、足ヲ、組ニ、合セ、寝返リ、餘地モ、十キ、事ナリ、

警備ハ、入口、廊下、及、採光窓、外側ヲ、着剣セル、兵隊ガ、巡回、警備

備ス

3. 身廻品、携行ノ、範圍ハ、毛布、敷布、外套、履、巻、着替、煙草、

筆、筆、タオル、石、鏡、密、麻、着、ニ、テ、煙草、八、包、衣、ヲ、除キ、中、味、ニ、

携行セシム。紙類、鉛筆、剃刀、等、許サレズ

(2.)

(3.)

4. 所持金
所持金ハ約二十ミルreisに追携行ヲ許サレ残額ハ取上ケラレヌル
モ受取部ヲ與ヘシタリ(與ヘラレザル者モアリ)右残額ヨリ一回十
ミルreis位先買物・タメ金ヲ買ニ署名シテ現金ヲ受取ル事
ヲ得タリ。尚残額ハ帰國ニ際シ金額返還アリ。
5. 拘留中自己預金引出ノ事可否ニ對シテハ經驗ナシ
6. 食事ハ朝ハコーヒー一杯パン一片。晝及び夜食ハパン一
個米プーリジョン肉ニテ毎週水曜日社食ニ馬鈴薯ヲ肉ト
混炊スル以外野菜果物・支給ナシ。晝及夜食ニハコーヒーナシ
7. 喫煙ノ制限ハナケレドマツケヲ携行サセス為敬告備ノ兵隊ヨリ
火ヲ買ヒ受ケ喫煙ス。
8. 衣服・支給ナシ
9. 賣店設備トシテ一日一回乃至二回半番ニ依頼シ
タオル靴・歯磨・林檎煙草ノ買入レ出系タリ。但シ之ノ
煙草モ中味ノミヲ渡ヌ。尚四月中旬以後ハ夕食後
コーヒーヲ買入レル事ヲ許サル

(4.)

10. 衛生施設醫務 ナシ 特ニ重症患者ニ限リ許イテ
得テ往診ヲ能ナリト思フ
11. 浴場便所洗濯所ノ設備。冷水レジャーアリ自由ニ使用シ
得。便所ハ筒單ナル水洗式ナリ。洗濯所ナキ故洗面用ベ
レンテ行フ。乾燥ハ室内乾燥ニテ日光ニ當テラレズ
12. 小使錢ノ支給ナシ
13. 労働ナシ
14. 運動施設ナシ
15. 娯樂施設ナシ。書籍新聞閱覽出來ズ
16. 日課。毎日一回兵呼ト衛生情潔検査アリ
17. 面会許ナシ
18. 外新ト通信許ナシ
19. 衣類一切菓子果物・差入レ可能ナリ。金錢ニ對シテハ經驗
ナシ
20. 衣類一切菓子果物・差入レ可能ナリ。金錢ニ對シテハ經驗
ナシ

(5.)

(二) 移民收容所内ニテ受ケタル待遇

1. 中央警察署ヨリ移民收容所へ移管ニ際シテハ、人衆リ恣ニ
 囚人護送自衛車ニテ護送サレ收容所へ由到着ト同時ニ着
 剣セル兵隊ノ警列スル前ニテ下車。物々シキ被褥ニ階上
 廊下ニ至リ、外套、上衣、ネクタイ、ベルト、履巻、上衣及所着金
 全部ヲ取上ゲラレ收容室ニ入レル

2. 拘留所ノ居住設備

大サハ長サ約十六間、幅約七間、一室ノ入口ニ近キ部分ヲ腰掛ニテ仕切
 ソキ食堂トシ、残部ニ木製ノ簡易ナル寝台ヲ並べル。建物
 外壁ハ煉瓦壁、三方ハ窓付。床ハ板張り、天井ナク、直接
 屋根ナリ。暖房設備ナク、照明ハ夜間書見ニ事足り、程々
 ナルモ消燈ハ許サレズ。寢具ハ右ノ寝台ニマフレス各自ニ
 毛布一枚敷布一枚枕覆ヲ貸與シ、十日乃至二十日ニ一回位
 不規則的ニ敷布及枕覆ヲ洗濯セルモノト取替出テ来タリ
 寒サノ増スニ従ヒ、全体ニハ行キ渡ラザリシモ、一部ニハ毛布ヲ二枚
 使用シ又ハ和物ニテ寒サヲ凌ギタリ

(6.)

警備ノ状態ハ部屋入口ニ着剣、兵隊二名及ヒト士官二名
 外側廊下ニ二名、階段中途ニ一名、身階下ニ数名、又建
 物周囲ニ数名、何レモ着剣、武装セル兵隊ヲ配置ス。窓ハ全
 部釘付ケテ且、窓ニ漆ヲ立ツ事ヲ許サレズ。最初ハ模倣
 銃ヲ見セ感懐セル由ナルモ五月下旬ヨリ、入室由、兵隊ガケハ銃
 ヲ所持セザ事ニ改メラル(申入レ結果)

3. 身廻品ノ携行ハ、僅カニシマフス、靴類、タオル、鏡等ニシテ
 上記ノ如ク、外套、上衣、ネクタイ、ベルト、履巻、上衣、取上ゲタルモ
 寒サニ向ヒサセ引キ多クテ、五月下旬ヨリ履巻、
 上衣ヲ着ル事ヲ許サル

4. 所持金ハ、全部取上ゲラレタルモ、買物ノ為、チーフキニ署名シテ
 使用スル事ヲ許サレ。六月上旬ヨリハ、通張式ノモノヲ支
 給シテ、費用高、残高ヲ明ラカニスル事ニナリタリ。但シ中央
 警察署ニテ取上ゲ保管セル金額、中、一四百三十一ル以下ノ
 移巻ハ可能ナリシモ、事實上、非常ニ々同取リ、甚ダシキ時
 ハ一ヶ月ヲ要シタリ。当所ニ於ケル種々金モ、退所ト共ニ

拂戻ヲ実行セリ

5. 拘留中自己預金ノ引出ニ関シテハ經驗ナシ
6. 食事ハ警察署由拘留所ト全ク同一ナリ。但シ移民收容所ニテハ被收容者中ニテ専任ノ役事ヲ當テテ設ケ食器、洗濯ヲセシメタル為非常ニ衛生的ニナリ且 野菜ノ購入ハモ比較的自由ナリシタメ之ノ点非常ニ改善サレタリ。然シ各自ニ付シテハナイフ、フォークナリ匙一本ニテ食事スル事ハ警察署内ト同様ニテ百人程ノ收容人員ニ対シ僅カ一本ノナイフヲ借リ度ケテ野菜ヲ切斷スルモノニテ熱湯モ器具モナキ為野菜モトマトヤセバフ、玉葱等ニ限ラレタルモノナリ
7. 喫煙ハ收容所使用ノ初五日間ハ禁セラレタル由ナルモ其ノ後ハ看視ノ下士官ヨリ火ヲ貰ヒ自由ニ喫煙スル事ヲ得タリ
8. 衣服ノ支給ハ貧乏ナシ
9. 賣店設備 隔日位ニスリッパニ希望品名及數量ヲ記入シテ提出スルハ收容所係員ニ於テ購入支給セラル。購入可能品目、玉葱モハ、ト着類、タオル石鹸歯磨其他ノ日用品、煙草、トマト

(7.)

(8.)

10. 衛生施設トシテハ、食器、床、便所、洗濯ノタマ、石鹸、クリーナー、便所用紙、支給ノ外毎週一回乃至二回收容所所長、理髮師ヲ派遣シテ髪ノ散、顔剃リヲ免科ニテ行フ
- 警察モ専屬醫師一名ヲ毎週一日一回派遣シテ診察施業、注射ヲ行フ
11. 浴場、便所、洗濯所ノ設備
- 浴場ハシャワーニ付、五月中旬ニ至リ、電気湯沸器ヲ取付ケタルモ容量ハサカシメ温水ヲ充分ニ得ラズ却テ風邪ノ原因トナルヲ日中温水時ニ冷水シャワーヲ用フ
- 洗濯所ハ別ニ設備サレタルモナク洗面所又ハ浴場等ニテ行フモ室外ハ吹ラレタ高乾燥ハ全ク室内乾燥ナリ
- 便所ハ小便便所ニ付、大便所ハ六ヶ所アリ何レモ水洗式ナリ
- 以上浴場、洗面所、便所ハ新屋外廊下ニアリテ英浴ノ新可ナク自由ニ使用スルヲ得ル警備主任大尉ヨリ命令

ハ一回ニ二名トナリ居ルラレク 初メ一回ハ朝、洗面時、各官軍
 前後ハ非常ナ混雜ニテ固却セルモ次第ニ四五名位迄ハ黙
 認セラレ先場合モアリ大分緩和セラレタルモ依然不自由ヲ感ジ
 ヲアリ

12. 小便ノ支給ナレ

13. 労働ナレ

14. 運動施設ナレ 各自健康保持ノ為、運動ニハ室内ノ傍カ、
 通路ヲ歩行スルカ又ハ体操ヲスル以外ナキモ歩行モ五人以上
 一列行進ヲスレバ軍隊的行動ナラトテ禁止セラレ又体操モ五
 人以上以上八團體行動ナラトテ禁止セラレ 但レ五月十九日ヨリ
 八週ニ一回乃至二回、三十分乃至一時間位迄、整齊戒律ニ階下
 建物同空地カ疊出シ行進、駆足、キマツケボール、バレーボール
 体操等ヲ許可セラレタリ、勿論、キマツケボール、バレーボール用具
 ハ差入ニヨルモノニテ支給品ニ非ズ

15. 娯樂施設トシテハ支給セラレタルモノナク、最初ハパンヲ焼クテ此
 リタル特權、墓石ニ依リ、床板ニ傍ヲ引イテ墓石模ヲ築レ

ニタル程カナルモ次第ニドミノ、ハルマ、ルト等特權ヲ差アレ又ハ
 買入レテ許可シテ五月末ニハラチオ、持込モ許可シテ短波、ラジオ
 等ヲ除キ音楽及ビ隨筆、読取ヲ許可セラル同時ニ
 著者署名持込モ許可シテ日本モ、レコードモ國粹的ナラザルモ、
 勇マシカラザルモ、側へハ女ノ端唄ヲ唄、流行唄ノ如キモノニ限リ
 ニシテ許可セララル

新聞ハ絶對禁止ナルモ五月中旬ヨリ米國雜誌、ライフ、タイム、サタ
 デー、イーブン、マガ、ホスト、及ビ伯字スボーフ、映画雜誌等ヲ許可セラル

16. 日課トシテ確定セルモノナラ、點呼モイテ、毎朝會合、拭掃除
 ト週ニ二回、床洗滌ヲ自發的ニ行フノミナリ

17. 面会ハ家族ニ限リ許可セラレタルモ事實上ハ中々困難ナリレ
 横柄ニテ週ニ一回又ハ二週一回位ト思フ、下士官立會ヒ
 ノ下ニ伯語ヲ以テ話シラレ大伴一回ニ十分位ニ限ラレタルモ次第ニ
 寛大トナリ最近ハ各把廻國語ニテ話シモ數語セラレ時回モ
 ニ時回三時回ニ上ル場合モモハ横柄ナリ、勿論担当ノ下士官、
 裁量ニヨルモノナリ

18. 家族友人へ通信の約語ニテ検閲ヲ通過スルモノハ回数ノ制限ナシ 電報ハ不可能ト思フ。日本へ通信ハ不可行

19. 通信接交ハ伯語ニテ検閲ヲ通過スルモノノ可。相当地敷ヲ要シタル場合モアランド一般市由ニモアル事ニテキ特ニ不当地認メラレズ

20. 金銭 衣類ノ差入ニ對シテ別ニ制限ヲ及ケル。但シ上記ノ如ク外套 上衣及之ニ類似ノモノハ本人ノテ之ヲ渡サズ 食料 菓子 果物等一般ノ差入ハ可能ナルモ酒類ハ許サズ

21. 待遇ニ関スル希望ハ警備隊長大尉ガ巡視ノ際申入セリ

22. 歸國ニ多クハ出奔ノ前々日即ケテ六月十日迄全然何等ノ通知ナシ同日午後二時頃ニ至リ取調ヘテ爲ト認レテ警察署へ出頭シ命ビテ到着後初メテ帰國ノ爲旅行手續ニ付シ出サレ先事判明シ刑事ニ名附添ニテ寫眞ヲ撮影(旅行用)ニ自宅ニ立寄リテ旅券ヲ取り 警察署ニ戻リテヤルボコンゴトヲ取り 其ノ建警察署四拘留室ニ爲メ置カル 翌十二日ハ午前十時ヨリ刑事附添ニテ自宅ニ戻リ家事整理及訪問者トシ

面合ナスル一方警察署ニ引込レテ預入レ金一引出ニ午間取りタル爲特ニ願出テ漸ク午後十一時 外出許可ヲ得タル程ニテ同夜モ亦警察署内拘留所ニ宿リ翌朝直直ガ護送者ニ護送セラレタルモノニテ 帰國可能ヲ承知シテヨク出奔 追全ク時間ノ餘裕モナク其上自由モナク甚ク不当地ト思フ

23. 三月廿日夜事ニ拘留セラレ十日後ノ三月三十日夜事一初訊問ヲ受ケ翌三十一日午後重テ訊問ヲ受ケタル儘四月十九日ニ至ル迄一回ノ訊問モナク警察署内拘留室ニ放置シ之ノ日漸ク收容所ニ移管セラレタルモ五月二十日ニ至ル迄一回ノ訊問モ受ケズ 五月廿三日ニ始メテ調書ヲ作成署名シ更ニ五月廿八日追加調書ニ署名シタルニ不拘再心拘留ヲ續ケラレタリ

(C) 交換船乗船ニ際シテ待遇
サンパウロ出奔後及リ不滞在申シ至乗船ニ際シテ取扱ニ関シテハ一般歸國者ト同様ニシキ者略ス

推定書 伯國オカシキナ 在任 上野ノ克 男

(A) 1. 外虫制限又ハ控至シテ不難シ

2. 毎々シ

3. 毎々シ

4. 預金トシ

5. 制限ヲ受テ

6. 知人近隣ノ者ニ毎々信付テ

7. 官室ノ不為ノ壓迫ヲ受テ

即何等ノ面知者、又理由ニ據リ、突如官室に控至シテ受テ、其部隊ノ擁護者トシテ引致シ物留置ル

實際ニ爲直捷ニ示テ其地任所ノ自來金ニ控至ル

3. 田租後、物出ヲ没收セシメテ

1. 何等ノ理由ニ據リ、突如押收品トシテ自來車ニテ引致スル此際指留留置ルヲ取捕メ、上稱放、旨言

2. 明文ニ何等取捕メテ、物留置ルニテ、旨言

2. 物留所、居住居停

照明ニ重シ、暖房ニ急、寝具ニ三米又五米、

定白ニ據キテ、國ニ牧場敷在ルニ、之ニテ、

多キトテ、十五名ノ収者、句梅板床ニ丸寝

ノ状態ニシテ、通風燻心悪ク、入口窓(廊下面)

ニ控至ル方、外、後方洗面所窓(五米控至方)ノ外

控至ル外、外、窓外ノ衛兵、道路ニテ、五米、

控至ル日本人之志、自來金ニテ控至ル也、坐浴出

テ、控至ル

(B)

(A)

